

官報号外

平成二十六年三月二十八日

○ 第百八十六回 参議院会議録第十一号

平成二十六年三月二十八日(金曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十六年三月二十八日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(平成二十四年度決算の概要について)

第二 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一〇 払用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

り、既に平成二十一年度の一般会計の歳入に繰り入れられています。

なお、平成二十一年度における財政法第六条の純剩余金は一兆六千八百九十二億円余となります。

以上の決算額は予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額百兆五千三百六十億円余に比べて七兆二千二百五十三億円余の増加となります。この増加額には前年度剩余金受入れが予算額に比べて増加した額七兆二千七百七十一億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は五百十七億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額百兆五千三百六十六億円余、平成二十一年度からの繰越額七兆五百六十八億円余をえた歳出予算額百七兆五千九百三十五億円余に対して、支出済歳出額は兆五千六十三億円余となります。このうち平成二十一年度への繰越額は七兆六千百十一億円余であり、不用額は二兆八千九百五十一億円余となつております。

なお、歳出のうち、経済危機対応・地域活性化予備費につきましては、その予算額は九千九十九億円余であり、全額を使用いたしております。

また、予備費につきましては、その予算額は三千五百億円であり、その使用額は一千三百三十一億円余であります。

次に、平成二十一年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は十八であります。

また、平成二十一年度の国債の現在額並びに物品の増減及び現在額につきましても国会に報告をいたしましたので、その概要を御説明させていただきます。

まず、平成二十一年度の一般会計の決算につきましては、歳入の決算額は百七兆七千六百二十億円余、歳出の決算額は九十七兆八百七十一億円余であります。差引き一兆六千七百四十八億円余の剩余を生じております。

この剩余金は、財政法第四十一条の規定によ

りますが、その内容につきましては、それぞれの決算書のとおりであります。

次に、國の債権の現在額につきましては、平成二十一年度末における國の債権の総額は二百四十一兆九千五百四十六億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額につきましては、平成二十一年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

何とぞ御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○古川俊治君登壇、拍手

私は、自由民主党の古川俊治です。私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成二十一年度決算等について、安倍晋三内閣総理大臣に質問いたします。

二十一年度決算では、プライマリーバランスは約二十九兆円の赤字です。二十三年度に比べると改善していますが、引き続き大幅な赤字となつています。

二十七年度までにプライマリーバランスの赤字を半減、三十二年度までに黒字化という政府目標があります。消費税の引上げの効果もあり、赤字半減は視野に入つてきましたが、黒字化についてはまだ見通しが立つていません。政府が示している経済成長シナリオは楽観的過ぎるとの見解も見かけますが、そのシナリオですら黒字化の達成には大きく及びません。

本気で黒字化目標を達成しようとするならば、消費税率の一〇%に続く更なる引上げも必要になります。一方で、達成できなかつた場合でも、それで日本が終わってしまうというわけではありません。経済成長シナリオが実現できれば、

三十二年度を越えてもプライマリーバランスの赤字の対GDP比は持続的に縮小すると見込まれています。

プライマリーバランスの黒字化目標について、今まで達成困難であることは明らかですが、何が何でも三十二年度までに達成しなければならないのか、あるいは目標自体の見直しもありませんが、検討すべき段階に来ていると考えます

が、いかがでしょうか。

二十四年度決算における新規国債発行額は約五十兆円です。前年度より発行額は減少したものの、公債依存度は約四八・九%と、歳入のほぼ半分を国債が占める状況です。二十六年度予算でも引き続き四十兆円台の国債発行が続きますが、国債を安定的に消化させるための政府の取組について伺います。

また、今のところ国債への信認は確保されていますが、今後、経常赤字が持続した場合には信認が揺らぐリスクも指摘されています。国債の信認確保のための取組と、経常赤字が続く際の長期金利上昇を含めたりスクへの対応について伺います。

なお、貿易赤字を減少させるためには、輸入する燃料費を削減するための原発再稼働も必要になると考えます。経常収支の改善への方策と、この点を含めた中長期的な我が国の電源構成の在り方について伺います。

また、国債の信認確保のための切り札は消費税です。先ほど申し上げたとおり、一〇%やそれ以上消費税率の引上げについて検討すべき段階に来ています。

その際の負担軽減策として、政府・与党では軽減税率の導入が議論されています。しかし、軽減税率には、対象品目の範囲や税率への対応など課題が多いほか、高所得者ほど軽減額が大きくなるという逆進性緩和の効果など、既に導入済みの欧州諸国にお

いても問題点が指摘されています。軽減税率導入

に必要な制度の整備に関する課題と、我が国での軽減税率の実現可能性について、政府はどう認識しているのか、伺います。

軽減税率の代替案として給付付き税額控除の議論があります。給付付き税額控除は、正確な所得の把握が難しいなどの問題点もありますが、仕組みも簡単であり、低所得者への効果も大きいはずです。軽減税率と給付付き税額控除とを比較した場合のメリット、デメリットをどう考えているのか、また、その上でなぜ軽減税率の方を選ばうとしているのか、政府の見解を伺います。

次に、特別会計改革について伺います。

二十四年度決算でも、特別会計に約三十五兆円

という大きな剰余金が出ています。さきの臨時国会では特別会計法改正案が成立しましたが、まだ

特別会計改革は道半ばです。

それぞれの特別会計について、国が自ら事業を行いう必要性の検証、区分経理の必要性の検証、積立金の適正水準や目的の明確化、情報公開の徹底

など、行うべき課題は多く残つていると考えま

す。今後の特別会計改革の方向性について伺いま

す。

最後に、科学技術研究費について伺います。

イノベーションは国家の競争力の源泉であり、

経済成長、ひいては税収の増加にもつながります。

一時期研究費がカットされた時期があります

が、その恩を繰り返してはなりません。今後どう

も、研究費は一律カットの対象外とすべきだと考

えますが、いかがでしょうか。

また、研究費の基金化も推進すべきだと考

えますが、いかがでしょうか。

また、研究費の不正経理が後を絶ちません。研

究者の倫理の問題もありますが、研究費を無理に

使った場合、その愚を繰り返してはなりません。

我が国は、GDPの二倍程度という巨額の公的

債務を抱え、今後も借換債を含め大量の国債発行

が必要な状況にあります。国債保有者層の多様化

リスクについてお尋ねがありました。

我が国は、GDPの二倍程度と

引き続き安定化に万全を期してまいります。

また、経常収支は、世界経済の動向、その他

方針を伺います。

安倍政権の下での経済回復により、来月からの消費税の引上げの景気への影響についても限定的

という見方が多いようです。ただ、今後、アベノミクスが更に成果を上げるためには、イノベー

ションの実現が不可欠です。総理には、是非それ

に向かた一層のリードアップを發揮していただ

くことをお願いして、私の質問を終わります。

(拍手)

（内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 古川俊治議員にお答えをいたします。

基礎的財政収支の黒字化達成に向けた決意についてお尋ねがありました。

二〇二〇年度、基礎的財政収支の黒字化に向けて、基礎的財政収支対象経費と税収等の対GDP比の乖離を解消できるよう、歳出歳入両面の取組を進めてまいります。

この目標の達成については、今後、二〇一五年度における財政状況等を踏まえて経済財政を展望し、その後五年間について更に具体的道筋を描いてまいります。まずは、二〇一五年度における

国、地方の基礎的財政収支の赤字対GDP比半減を達成し、さらに二〇二〇年度における黒字化目標の達成に向けて全力で取り組んでまいります。

國債の安定化及び経常赤字が持続した場合のリスクについてお尋ねがありました。

我が国は、GDPの二倍程度と

引き続き安定化に万全を期してまいります。

また、経常収支は、世界経済の動向、その他の様々な要因により影響を受けるものであり、今後

の推移や国債市場への影響について確たることは

申上げられませんが、関心を持つて見守ってい

く必要があります。

いずれにせよ、国債に対する信認を今後とも維持し、長期金利の上昇リスクを抑制していくことが重要であります。このため、引き続き、財政健全化の取組を着実に進めるとともに、適切な国債管理政策に努めてまいります。

経常収支と電源構成についてお尋ねがありま

した。

経常収支については、二〇一一年以降、東日本大震災を契機に燃料等の輸入量が増加したことなどにより、黒字幅は縮小傾向で推移しています。

こうした状況の下、エネルギーについては、安全が確認された原発の再稼働のほか、徹底した省エネギーや再生可能エネルギーの導入拡大、火力発電の効率化等、燃料調達費の低減などに取り組むことが経常収支の改善につながつていくものと考

えていたと考

えています。

消費税の軽減税率及び給付付き税額控除につい

てのお尋ねがありました。

税制抜本改革法においては、低所得者への配慮として、給付付き税額控除と複数税率が共に検討

課題とされています。

軽減税率については、昨年十二月の与党税制改

正大綱において、引き続き与党税制協議会におい

て検討し、本年十二月までに結論を得るとされて

いるところですが、御指摘のような、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安

定財源の手当てとといった課題があるものと承知

ています。

また、給付付き税額控除については、軽減税率

よりも低所得者に絞った効率的な支援が可能とな

るとの議論がある一方で、所得や資産の把握の問

題、執行面での対応の可能性といった課題があるものと認識しています。いずれにせよ、昨年二月の自民、公明、民主の三党合意において、低所得者対策については引き続き協議を行うとされており、三党における議論や与党における軽減税率に関する検討の状況等を踏まえながら、必要な検討を行つてまいりたいと考えています。

特別会計改革についてお尋ねがありました。

特別会計改革については、昨年の臨時国会において、社会資本整備事業特別会計の廃止など、特別会計・勘定の廃止や統合等を内容とする法律が成立し、平成二十六年度予算から実施されております。

この法律の中では、国が自ら事業を行う必要性の見直しなど、特別会計の基本理念を定めており、

この法律のつとり、区分経理の必要性の検証、

剩余额の適切な処理等を含め、引き続き不斷の見直しを図りながら、合理化、効率化を進めてまいります。

研究費についてお尋ねがありました。

科学技術イノベーションは、安倍政権の成長戦略の柱の一つです。このため、日本再興戦略において、政府の研究開発投資を対GDP比1%とすることを目指すこととし、来年度の予算において約四百億円増の約三兆六千億円を確保したところであります。

御指摘の研究費の基金化については、我が国最大の研究費である科学研究費補助金等について導入しているところであります。さらに、今年度新たに革新的研究開発推進プログラム、IPAC-Tのための基金を創設したところであります。今後とも、世界で最もイノベーションに適した國の実現に向けて研究費の充実に努めるとともに、研究開発の特性を踏まえた柔軟な制度となるよう取り組んでまいります。(拍手)

題、執行面での対応の可能性といつた課題があるものと認識しています。

いずれにせよ、昨年二月の自民、公明、民主の三党合意において、低所得者対策については引き

続き協議を行うとされており、三党における議論や与党における軽減税率に関する検討の状況等を

踏まえながら、必要な検討を行つてまいりたい

と考えています。

特別会計改革についてお尋ねがありました。

特別会計改革については、昨年の臨時国会にお

いて、社会資本整備事業特別会計の廃止など、特

別会計・勘定の廃止や統合等を内容とする法律が

成立し、平成二十六年度予算から実施されており

ます。

この法律の中では、国が自ら事業を行う必要性の

見直しなど、特別会計の基本理念を定めており、

この法律のつとり、区分経理の必要性の検証、

剩余额の適切な処理等を含め、引き続き不斷の

見直しを図りながら、合理化、効率化を進めてま

いります。

研究費についてお尋ねがありました。

科学技術イノベーションは、安倍政権の成長戦

略の柱の一つです。このため、日本再興戦略にお

いて、政府の研究開発投資を対GDP比1%とす

ることを目指すこととし、来年度の予算において

約四百億円増の約三兆六千億円を確保したところ

であります。

御指摘の研究費の基金化については、我が国最

大の研究費である科学研究費補助金等について導

入しているところであります。さらに、今年度新

たに革新的研究開発推進プログラム、IPAC-Tのための基金を創設したところであります。

今後とも、世界で最もイノベーションに適した

國の実現に向けて研究費の充実に努めるととも

に、研究開発の特性を踏まえた柔軟な制度となる

よう取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 難波獎二君。
〔難波獎二君登壇 拍手〕

○難波獎二君 民主党・新緑風会の難波獎二でございます。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりま

した平成二十四年度決算について、安倍総理並び

に関係大臣に質問をいたします。

安倍政権は、民主党政権が苦心惨憺として維持

してきた財政規律を緩め、国土強靭化の名の下に

公債依存の巨額な予算編成を行つております。

好調に見えるアベノミクスですが、二十五年

度の貿易収支は三年連続の赤字であり、赤字幅は

過去最大となる見通しです。また、残念ながら、

円安でも輸出は伸びず、反面、海外設備投資は伸

び続けております。安倍総理の日頃の勇ましい言

動とは裏腹に、アベノミクスにも陰りが見えてき

たことを指摘して、以下質問いたします。

安倍政権は、アベノミクスに代表されるよう

に、経済対策に軸足を置いているにもかかわらず

、我が国の財政状況は悪化の一途をたどつてお

ります。

平成二十四年度一般会計決算は、二十三年度比

で新規国債発行額がおよそ四兆円減となりました

が、二十四年度の新規国債発行額は依然として五

兆円を超える水準にあり、一般会計のプライマ

リーバランスは二十八兆円の赤字となつております。

すと、我が国的一般政府債務残高の対GDP比は、公表国の中で唯一、二〇〇%を超え、財政破綻を経験したアイスランドや財政破綻の一步手前状況に陥つたギリシャ以上の極めて高い水準となつております。

我が国の財政が主要国中最悪の状況となつてゐること、多額の国債発行が将来世代に財政的な負担を強いていることについて、安倍総理のお考えをお伺いします。

また、財政健全化に向けた歳出削減と経済成長

維持のための追加的な取組について、甘利経済財政政策担当大臣にお尋ねいたしました。

ささらに、債務残高の具体的な抑制方策、利払い費用の増加への対応について、麻生財務大臣にお伺いします。

次に、地方公共団体の監査委員制度について質

問いたします。

平成二十四年度の地方公共団体普通会計決算に

よれば、負担すべき借入金残高の合計額が二百一

兆六百九十一億円となつてゐるほか、二十五年十

二月までにいわゆる三セク債を八千四百五十億円

許可するなど、地方財政の厳しさは深刻度を増し

ています。

こうした地方公共団体の実情をチェックするた

めの制度として、監査委員制度があります。しか

し、地方公共団体に対する独立性が高く、かつ専

門知識を有する公認会計士や税理士等の監査委員

が少ないことや統一監査基準がないこと、事務局

の専門性、独立性の担保が不十分なことなどの課

題が指摘されています。

そこで、国と同様に厳しさを増している地方財

政の現状と健全化に向けた支援策について、安倍

総理に御所見をお伺いします。

また、地方財政をチェックする立場にある監査

委員の在り方や権限の強化、監査委員事務局の専

門性、独立性の向上策について、新藤総務大臣に

も総理の御所見をお伺いします。

次に、決算書の在り方に関するお尋ねします。予算書が国会に提出される際には、予算決算及び会計令に基づき、各自明細書が併せて提出されおり、予算の積算根拠を確認することができます。一方、決算書については、法令上の規定がない場合、各目明細書は提出されません。本件については、民主党政権も安倍政権も共に検討中であります。一方、決算の各自明細書の国会への提出についての御見解をお聞かせください。

また、決算の各自明細書の国会への提出についての御見解をお聞かせください。

充実した決算の審査を行うため、決算書の各自

明細書を国会に提出することについて、安倍総理

の御見解をお聞かせください。

統一して、財政の肥大化に伴う国債依存体質の常

態化について質問いたします。

アベノミクスの大きな柱として、国土強靭化が

掲げられております。予算規模は、平成二十五年

度当初予算二兆九千二百八十二億円、二十五年

度補正予算七千七百十三億円、二十六年度当初予算

三兆三千二百八十二億円と多額に上つております。

一方、民主党政権時代に改善されつつあった国

債依存度は、安倍政権で補正予算が編成された二

十四年度の決算では四八・九%に悪化し、二十五

年度決算の見通しでも四三・七%と、我が党が政

権を担当していた二十三年度決算の国債依存度よ

り悪化しております。その背景には、大規模な財政

支出による国土強靭化政策があると考えられま

す。

(議長退席、副議長着席)

高規格道路の整備やスマート防災整備事業等に代表される、全国的な国土強靭化に名を借りた公事業が国債依存体質をより強めているのではないかと想われます。安倍総理の御見解をお聞かせください。

あわせて、国債依存体質からの脱却についても総理の御所見をお伺いします。

また、国土強靭化に関する各事業の必要性の判断基準、事業箇所の優先順位の決定方法について、太田国土交通大臣にお伺いします。

次に、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に関してお尋ねいたします。

民主党政権は、平成二十四年度予算を社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けた第一歩となる予算と位置づけて編成いたしました。また、二十四年六月には、社会保障の拡充と安定化、財政健全化目標の達成、この二つの問題を解決し、現行の社会保障制度の維持を図ることを目標として、我が党、自民党及び公明党の三党は社会保障・税の一体改革に関する確認書を交わしたところでございます。

平成二十四年度決算を見ると、一般会計における社会保障関係費の一般会計歳出額に占める割合は初めて三割に達し、二十五年度及び二十六年度当初予算でも三割を超えております。今後も給付の増大が見込まれ、給付の重点化、効率化や安定財源の確保による持続可能な制度の構築が求められています。政府は、国と地方を合わせた消費税率を今後一〇%まで引き上げて安定財源を確保することにしていますが、それでは賄い切れないのが実情でございます。

そこで、三党協議の目標は現時点での程度達成されているのか、今後の政権運営に当たり、三党協議の考え方を踏襲していくのか、社会保障制度の具体的な改革などをどのように進めようとしているのか、安倍総理の認識をお聞かせください。

また、増大する社会保障に対応した安定財源の確保状況と見通しについて、麻生財務大臣にお尋ねします。

次に、補正予算の常態化と総合予算主義についてお尋ねします。

補正予算を編成することができるは、財政法第二十九条に規定してある場合のみでござります。しかるに、二十五年度補正予算の内容を確認

すると、行政事業レビューにより四千八百億円削減された事業のうち三千六百四十六億円分が復活したほか、基金事業が多く盛り込まれました。これらを見る限り、二十五年度補正予算は財政法第二十九条の趣旨を逸脱していると言わざるを得ません。

そこで、予算編成の基本原則である総合予算主義について、安倍総理のお考えをお聞かせください。

また、補正予算の提出が常態化すると、結果として当初予算から数値が大きく異なる決算額となり、国民の事業実施等に関する理解が難しくなると考えますが、麻生財務大臣の見解をお聞かせください。

申し上げるまでもなく、本院は決算重視の院であります。決算の審査は、国会の財政監督権の根幹であり、政府が編成した予算が適正に執行されているかを監視し、財政民主主義を推し進めるものであります。

政府におかれましても、決算書の早期提出に努められ、本院における決算審査を速やかなものとすること、また、その指摘を来年度の予算編成に反映させることへの安倍総理の御所見を求め、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 難波晃二議員にお答えをいたします。

我が国の財政の状況についてのお尋ねがあります。

我が国の財政については、GDPの二倍程度との負担の先送りが続く状況を改善していかなければなりません。

政府としては、デフレからの脱却と経済再生に取り組むとともに、国、地方の基礎的財政収支に

半減、二〇二〇年度までに黒字化との財政健全化目標の実現を目指しております。

安倍内閣発足後一年で、景気回復の動きが広がり、平成二十六年度予算は、一般会計の基礎的財政収支赤字については、中期財政計画の目標を上

回る五・二兆円の改善を実現し、新規国債発行をして前進してきており、引き続き、歳出歳入両面の取組を強力に進めてまいります。

地方財政の現状と健全化に向けた支援策についてお尋ねがありました。

地方財政は、社会保障関係費が増加するとともに、借入金残高が高い水準にあり、地方税収がないなど、依然として非常に厳しい状況です。

政府としては、効率的な財政運営を求めていくとともに、地方公共団体が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように必要な地方財源を確保してまいります。

充実した決算の審査を行うために、決算書の各項目細書を国会に提出すべきとのお尋ねがありました。

決算情報について、国民により分かりやすい形でお示しすることは重要と考えております。決算においても予算と同様の明細書を作成することに關しては、実務的な問題点も含めて検討を行つておられるためにも、できる限り国民に分かりやすい形で決算をお示しできるよう努めてまいります。

二十六年度予算における公共事業関係費については、前年度比で見かけ上〇・七兆円の増加となつておりますが、特別会計改革の影響額や消費税率引上げの影響を考え合わせれば、実質的には横ばいとなつております。内容的にも、国民の

命と暮らしを守る社会資本の老朽化対策や防災・減災対策、物流・交通ネットワークの整備など、我が国の成長力を高める事業に重点化しており、肥大型との批判は当たりません。

また、我が国の財政については、一般会計歳入のうち四割強を新規国債発行に依存するなど、厳しい状況にありますが、いつまでもこのような状況を続けるわけにはいきません。そのため、平成二十六年度予算では、一般会計の基礎的財政収支赤字については、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現し、新規国債発行を

のうち四割強を新規国債発行に依存するなど、厳しい状況にありますが、いつまでもこのような状況を続けるわけにはいきません。そのため、平成二十六年度予算では、一般会計の基礎的財政収支赤字については、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現し、新規国債発行を一・六兆円減額するなど、財政健全化に向けて着実に進めております。

一方で、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現し、新規国債発行を一・六兆円減額するなど、財政健全化に向けた取組を着実に進めております。

一昨年の三党合意及び社会保障制度改革についてのお尋ねがありました。

社会保障と税の一体改革については、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すとの考え方の下、一昨年、関連法案について、自民の三党間での真摯な議論を経て修正合意が行われ、当時野党であった自民党、公明党も、国の将来を考え、その法案に賛成いたしました。

その法律に基づき、本年四月に消費税率が八%に引き上げられ、その增收分は全額社会保障の充実、安定化に充てられます。これは一体改革を大きく前進させるものであり、引き続き、年々費用が増えていく社会保障の持続性と安心の確保、国民の信認維持に向けしっかりと取り組んでまいります。

また、社会保障制度改革については、三党合意を出発点に、安倍内閣においても、受益と負担の均衡が取れた制度とするため、国民会議の報告書等を踏まえて、プログラム法を制定するなど、改革を進めてまいります。

世界に冠たる社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡していくため、先般設置した社会保障制度改革推進本部を司令塔として、今後とも、プログラム法に沿って改革を着実に進め、暮らしの安心を取り戻してまいります。

官 報 (号 外)

総合予算主義についてお尋ねがありました。
財政法第二十九条では、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出などを行うなどの場合に限り補正予算を編成できるとしており、いわゆる総合予算主義とも呼ばれる考え方を取っています。

平成二十五年度補正予算では、昨年十月の消費税率引上げ判断に伴い、昨年十二月に閣議決定された好循環実現のための経済対策を実施に移すために編成いたしました。本補正予算は、消費税率の引上げを本年四月に控え、まさに緊急に必要となる消費税率引上げに伴う反動減の緩和と成長軌道への早期の復帰を目的としたものであり、財政法の趣旨に沿つたものと考えております。

決算審査の早期化と審査における指摘の予算への反映についてお尋ねがありました。

国会における決算の審査は、執行された予算が所期の目的を果たしているか等について御審議いただき、予算へと反映させていくものであり、極めて重要なものと認識しております。

このため、政府としては、決算書の国会提出について、作業の効率化、迅速化に努め、平成十五年度決算から、原則としてその会計年度の翌年の十一月二十日前後に提出してきたところであります。また、決算審査における指摘については、従来から予算や執行に的確に反映させているところであり、引き続き適切に対応してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) 四問頂戴しております。

債務残高の抑制方策、利払い費の増加への対応についてのお尋ねがあつております。

御指摘のとおり、日本の財政は、公的債務がGDPの二倍程度まで積み上がるなど厳しい状況にありますのは御存じのとおりです。ただし、議員

御指摘のアイスランドやギリシャといった国々と

は、経済規模や国債の発行、消化に関する環境、例えば自国通貨のみで発行している等等、環境が大きく異なるため必ずしも日本と同列に論じることはできないと考えております。

しかしながら、多額の公的債務を抱えている中、日本では、一たび金利が上昇すれば利払い費が大きく増加するなど、財政面において重大な影響が及ぼすことは十分に認識をいたしております。したがって、債務残高の増加を抑制し、利払い費の増加抑制に努めるることは喫緊の課題です。

このため、政府としては、中期財政計画として、御存じのように、まずは国、地方の基礎的財政収支の赤字対GDP比を二〇一五年度に半減、二〇二〇年度に黒字化する目標を達成し、その後、国の借金の規模をGDP比で安定的に引き下げていくということを目的としております。

平成二十六年度予算では、この方針に沿つて、一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現しております。また、新規国債発行を一・六兆円減額するなど、財政健全化の取組を進めているところであります。

引き続き、財政健全化目標の達成化に向けて、歳出歳入の両面の取組を強力に進めてまいりたいと考えております。

次に、決算書の各目明細書の国会提出についてのお尋ねがありました。

決算情報について、国民に分かりやすい形でお示しするということは極めて重要なことだと考えております。決算につきましても、予算と同様、各目明細書を作成することにつきましては、どのような記載内容とすることが適切か、各目の内訳レベルの執行実績をどう管理、把握していくか、また作成事務の効率性をどう高めていくかなど、実務的な問題も含め、各府省の協力も得ながら検討をしてまいりたいと考えております。

〔國務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕

○國務大臣(新藤義孝君) 難波議員から、監査制度の機能強化についてお尋ねをいただきました。

地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体自らのチエック機能である監査制度が有効に機能することが重要でございます。

このため、総務省においては、学識経験者や監

討を今進めているところもあります。

その提出の可能性について確ることを申し上げることができます。段階ではありませんが、財務省としては、決算の説明責任を果たす上で、どのような形での決算情報の公表が可能か、今後とも検討をしてまいりたいと考えております。

社会保障の安定財源に関するお尋ねがあります。社会保険の安定財源に関するお尋ねがありまし

た。

税制抜本改革法に沿つて消費税率が一〇%まで引き上げられた場合であつても、引上げの効果が平年度化する平成二十九年度において、社会保障度を図る歳出面からの取組とともに、社会保険関係経費を図る歳入面からの取組の両方からの取組が必要と考えております。

平成二十六年度予算においては、未来への投資や生活の基盤を守る暮らしの安全・安心といった事項に重点化を図るとともに、社会保険関係経費を図る歳出面からの取組の効率化を図つてお

ります。

税収等につきましては、消費増税分と自然増収等により大きく増加しており、一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現をしているところであります。

また、消費税率の八%への引上げに当たつては、好循環実現のための経済対策を策定しております。かつ平成二十六年度予算を含めた着実な実行により、景気の下振れリスクへの対応に万全を期してまいります。

引き続き、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一環の進展に寄与するという好循環の実現に向けて取り組んでまいります。(拍手)

なお、当初予算、補正予算、決算のそれぞれに

ついて、国会で御審議をいただくということはもとより、各種広報資料の公表などを通じ、その内容について広く国民の皆様に御理解をいただけるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○國務大臣(甘利明君) 財政健全化に向けた歳出削減と経済成長維持のための追加的な取組につい

てお尋ねがありました。

財政健全化については、中期財政計画に基づいて、二〇一五年度における基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、二〇二〇年度における黒字化の達成を目指してまいります。収支を改善するためには、基礎的財政収支対象経費の効率化、重点化を図る歳出面からの取組と、経済成長により税収

増を図る歳入面からの取組の両方からの取組が必

要と考えております。

平成二十六年度予算においては、未来への投資や生活の基盤を守る暮らしの安全・安心といった事項に重点化を図るとともに、社会保険関係経費を図る歳出面からの取組とともに、社会保険関係経費を図る歳入面からの取組の効率化を図つてお

ります。

税収等につきましては、消費増税分と自然増収等により大きく増加しており、一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現をしているところであります。

また、消費税率の八%への引上げに当たつては、好循環実現のための経済対策を策定しております。かつ平成二十六年度予算を含めた着実な実行により、景気の下振れリスクへの対応に万全を期してまいります。

引き続き、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一環の進展に寄与するという好循環の実現に向けて取り組んでまいります。(拍手)

なお、当初予算、補正予算、決算のそれぞれに

ついて、国会で御審議をいただくということはもとより、各種広報資料の公表などを通じ、その内容について広く国民の皆様に御理解をいただけるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕

○國務大臣(新藤義孝君) 難波議員から、監査

制度の機能強化についてお尋ねをいただきました。

地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体自らのチエック機能である監査制度が有効に機能することが重要でございます。

このため、総務省においては、学識経験者や監

査実務者等による研究会を開催し、監査基準、監

査委員・監査委員事務局など監査実施主体の専門

性と独立性の確保、外部監査制度の在り方など、監査制度の見直しの方向性について報告をいただいているところでございます。

総務省いたしましては、この報告を踏まえ、地方公共団体など関係各方面的御意見をいただき、更に議論を深め、監査機能のより一層の充実強化に取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕

○國務大臣(太田昭宏君) 國土強靭化に関する事業の必要性の判断基準等についてお尋ねがありました。

官報(号外)

今後、各事業を実施していくに当たっては、厳しい財政制約の中で費用と効果を明らかにしながらその中身をしつかり吟味し、国民の理解が得られるものから優先的に進めてまいります。

国土強靭化に関しては、首都直下地震、南海トラフ地震などの巨大地震が切迫し、また、気候変動により風水害や土砂災害が局地化、集中化、激甚化している我が国においては、防災・減災対策に重点的に取り組む必要があると考えます。また、高度成長期以降に集中整備されたインフラについて、維持管理・更新による老朽化対策に重点的に取り組むことが必要であります。

このため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備や大規模水害等に備えた河川堤防等の整備、住宅、建築物の耐震化等の防災・減災対策に取り組まなければなりません。また、老朽化対策として、今後、増大している費用の山を技術革新により低くするとともに、長寿命化により平準化させ、トータルコストの縮減を図ることが不可欠だと考えます。

防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化に力を入れるとともに、更に中身についてはしっかりと吟味してまいります。以上です。(拍手)

○副議長(鷹石東君) 平木大作君。
〔平木大作君登壇、拍手〕

○平木大作君 公明党の平木大作です。

私は、公明党を代表して、平成二十四年度決算について質問をいたします。

平成二十四年度決算は、基礎的財政収支が二十兆円の赤字となり、過去三番目の赤字額を記録しました。前年度より改善させたとはいえ、社会保障費と国债費で歳出全体のほぼ半分を占めるなど、財政再建の見通しは立たないです。

今から十七年前の一九九七年、私が大学で財政学を学んでいたとき、日本の財政は既に危機的な状況にあると言わっていました。当時三百六十八兆円だった国の債務残高は現在一千兆円の大台に乗り、十四・五兆円だった社会保障費も二十九兆円と倍増しました。

これまで、歴代の政権が財政再建に取り組みながら、十分な成果を上げることができませんでしたが、総理は再三にわたり、経済の再生と財政の健全化の二つを同時に達成するほかに道はないと言つてしまっています。国民の生活を守り、将来世代に負担を先送りしないためにも、政治の指導力が今こそ求められています。改めて、総理の財政再建に懸ける決意をお伺いいたします。

平成二十四年度決算から東日本大震災復興特別会計が新設されました。全体での執行率は六三・四%と、かねてより遅れが指摘されてきましたが、とりわけ災害公営住宅の整備の遅れが深刻です。平成二十四年二月末時点において整備が完了した災害公営住宅は、計画の僅か三・四%。被災者の生活再建が急務となっています。

そこで、今週、自民党、公明党の両党で復興特区法改正案を国会に提出いたしました。高台移転などの妨げとなっていた土地收用の要件を緩和し、復興のスピードを加速化させるための法案です。復興の基盤となる住宅再建に向けた具体的な組を総理にお伺いいたします。

年金特別会計の積立金は、二十四年度末で百四十兆円となりました。年金給付のための取崩しが進み、平成二十年度以降で十九兆円減少した計算です。

現在、国内債券に偏重する年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFの運用方針について質問をいたします。

私は、公明党を代表して、平成二十四年度決算について質問をいたします。

年金特別会計の積立金は、二十四年度末で百四十兆円となりました。年金給付のための取崩しが進み、平成二十年度以降で十九兆円減少した計算です。

現在、国内債券に偏重する年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFの運用方針について質問をいたします。

理由と、会計検査院からの指摘を踏まえた対応について、茂木経済産業大臣にお伺いいたします。

次に、現下の課題について質問いたします。

先週十八日、浦賀水道で沈没した貨物船から重油が流出し、千葉県富津市の海岸を中心に流れています。

私も早速、現地を視察いたしましたが、ヒラメやイワシなどの定置網が油をかぶつて使い物にならなくなり、収穫期を迎えていたヒジキなども深刻な被害を受けています。重油は今なお流出を続けており、神奈川県三浦市の沿岸でも漂着が確認されました。

こうした船舶の事故による重油流出はこれまで何度も発生してきましたが、被害を受けた漁業者に対しては船主等が基金や保険を使って補償を行なうのが原則とされています。しかしながら、保険での支払は、損害額の確定や支払の交渉に長い時間が掛かるのが常であり、また船主の責任限度額を超える被害が発生した場合、被害者補償がなされません。

事故発生から十日がたちますが、沖合の漁場付近に重油が浮いていることから、地元漁協はまだ操業停止を強いられています。今回の事故を契機に、事故当事者による補償が行われ、漁業者が本格操業を再開できるようになるまでの経営支援策を国としても早急に打ち出すべきと考えます。

が、林農林水産大臣の御所見をお伺いいたしました。

最後に一言申し上げます。

決算審査には、予算の執行状況をつぶさに検証し、その反省点をきちんと次の予算編成に生かすことで財政再建に道筋を付けることが求められています。これから始まる平成二十三年度、二十四年度決算の審議を充実させ、決算の参議院復活のために全力を尽くすことを誓いして、私の質問を終わります。(拍手)

年金特別会計の積立金は、二十四年度末で百四十兆円となりました。年金給付のための取崩しが進み、平成二十年度以降で十九兆円減少した計算です。

現在、国内債券に偏重する年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFの運用方針について質問をいたします。

私は、公明党を代表して、平成二十四年度決算について質問をいたします。

年金特別会計の積立金は、二十四年度末で百四十兆円となりました。年金給付のための取崩しが進み、平成二十年度以降で十九兆円減少した計算です。

現在、国内債券に偏重する年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFの運用方針について質問をいたします。

理由と、会計検査院からの指摘を踏まえた対応について、茂木経済産業大臣にお伺いいたします。

次に、現下の課題について質問いたします。

先週十八日、浦賀水道で沈没した貨物船から重油が流出し、千葉県富津市の海岸を中心に流れています。

私も早速、現地を視察いたしましたが、ヒラメやイワシなどの定置網が油をかぶつて使い物にならなくなり、収穫期を迎えていたヒジキなども深刻な被害を受けています。重油は今なお流出を続けており、神奈川県三浦市の沿岸でも漂着が確認されました。

こうした船舶の事故による重油流出はこれまで何度も発生してきましたが、被害を受けた漁業者に対しては船主等が基金や保険を使って補償を行なうのが原則とされています。しかしながら、保険での支払は、損害額の確定や支払の交渉に長い時間が掛かるのが常であり、また船主の責任限度額を超える被害が発生した場合、被害者補償がなされません。

事故発生から十日がたちますが、沖合の漁場付近に重油が浮いていることから、地元漁協はまだ操業停止を強いられています。今回の事故を契機に、事故当事者による補償が行われ、漁業者が本格操業を再開できるようになるまでの経営支援策を国としても早急に打ち出すべきと考えます。

が、林農林水産大臣の御所見をお伺いいたしました。

最後に一言申し上げます。

決算審査には、予算の執行状況をつぶさに検証し、その反省点をきちんと次の予算編成に生かすことで財政再建に道筋を付けることが求められています。これから始まる平成二十三年度、二十四年度決算の審議を充実させ、決算の参議院復活のために全力を尽くすことをお誓いして、私の質問を終わります。(拍手)

(号外)

官

（内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣（安倍晋三君） 平木大作議員にお答えをいたします。

財政再建に向けた決意についてお尋ねがあります。財政再建も日本の将来もありません。このため、政府としては、経済再生と財政健全化の双方の実現に取り組んでおります。

強い経済の再生なくして、財政の再建も日本の将来もありません。このため、政府としては、経済再生と財政健全化の双方の実現に取り組んでおります。

平成二十五年度補正予算、二十六年度予算においては、我が国の競争力強化に資する分野に予算を重点化しており、民需主導の経済成長を実現するものとなっています。

その一方、平成二十五年度補正予算是新規国債を発行せずに編成し、また、平成二十六年度予算においては、一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現し、新規国債発行を一・六兆円減額するなど、財政健全化に向けて着実に前進しております。

引き続き、二〇一五年度における国、地方の基礎的財政収支の赤字対GDP比半減、二〇二〇年度における黒字化目標の達成に向けて、歳出歳入両面の取組を強力に進めてまいります。

住宅再建に向か具体的な取組についてお尋ねがありました。

政府としては、これまで復興大臣の下にタスクフォースを設置し、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を四度にわたり打ち出してまいりました。昨年春の段階では、どこにいつ、何戸の住宅が再建されるかの見通しも立つていませんでしたが、現在、災害公営住宅の建設は約七割で事業が始まり、来年三月末までに一万戸を超える災害公営住宅の工事が完了する見込みであります。さらに、用地取得の更なる加速化を図るために法律案が与党及び野党から提出されているものと承知しております。これら法案の取扱いについて国会において御議論をいただくものと承知して

おりますが、新たな法的措置に関する御議論を通じて復興の加速化が更に進むことを期待しています。

被害者の方々に安心できる住まいを一日でも早く、一戸でも多く確保できるよう、今後とも全力で取り組んでまいります。

GPIFの運用体制については、ポートフォリオの見直しと併せて強化していく必要があると考

えていました。政府としては、昨年、有識者会議の提言も踏まえ、高度で専門的な人材を確保するための職員数、給与水準の弹性化や運用委員会の体

制の強化などに関する閣議決定を行ったところであります。今後は、これに基づき、運用体制の強化を図ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔國務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○國務大臣（茂木敏充君） 平木議員にお答えをいたします。

経営安定関連保証等対策費補助金が活用されなかつた理由と、そして今後の対応策についてあ

りますが、平木議員御指摘の補助金につきましては、リーマン・ショック後の中小企業・小規模事

業者の資金繰り円滑化のため、平成二十一年度第

一次補正予算におきまして七百億円が計上された

りますが、平木議員御指摘の補助金につきましては、リーマン・ショック後の中小企業・小規模事

業者の資金繰り円滑化のため、平成二十一年度第

一次補正予算におきまして七百億円が計上された

りますが、平木議員御指摘の補助金につきましては、リーマン・ショック後の中小企業・小規模事

業者の資金繰り円滑化のため、平成二十一年度第

こうした中で、会計検査院からは本制度の運用改善が指摘をされております。経済産業省としては、この指摘に沿つて既に制度を変更しまして、一つには、貸付事業の対象を財務基盤がより脆弱な保証協会に絞り込むとともに、もう一点、返済された貸付金につきまして、財務基盤の良し悪しにかかわらず、全ての信用保証協会を対象に、緊急保証等の実施に伴い、実際に発生した損失の一部を補填するという全国信用保証協会連合会が從来から実施をしております事業にも活用できることがあります。政府としては、昨年、有識者会議の提言も踏まえ、高度で専門的な人材を確保するための職員数、給与水準の弹性化や運用委員会の体制の強化などに関する閣議決定を行つたところであります。今後は、これに基づき、運用体制の強化を図つてまいります。

〔國務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○國務大臣（林芳正君） 平木大作議員の御質問にお答えいたします。

浦賀水道で沈没した貨物船からの重油流出事故についてのお尋ねがありました。まずは、今回の事故で亡くなられた方及び被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

漁業被害に対する補償については、当事者間の話し合いでの解決が基本であります。農林水産省としても、話し合いが円滑に進むよう側面的に支援を行つてまいります。さらに、漁業者が一刻も早く今回の被害から立ち直ることができるよう、漁業共済金の早期支払や資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係機関に指導を行つたところであります。

以上です。（拍手）

○副議長（鷹石東君） 中西健治君。

〔中西健治君登壇、拍手〕

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

平成二十四年度決算審議に当たり、みんなの党を代表して、基金や独立行政法人の剰余金及び平

成二十四年度に成立した重要な法案のフォローアップを行う観点から質問をさせていただきます。

会計検査院による検査報告によれば、平成二十

五年度三月末時点での基金保有額は二・六兆円に上り、多額の使用見込みのない額を保有したままとなつてゐる実態が指摘されています。平成二十六年度予算の審査過程において、みんなの党が

独自に独立行政法人の資金繰りについて調査したところ、四兆円近い資金が運用に回されている中、一方で一般会計から運営費として国費が投入されている実態も明らかになつています。会計検査院の検査報告でも、独立行政法人における政府出資金の状況について、関係府省による制度全般についての検討が重要であるとの報告がなされて

いるところであります。

特に、基金や独立行政法人の剰余金については、原則は毎年一般会計に戻すこととし、引き続き残す場合は個別に審査を行うといった仕組みづくりが必要なのではないかと思料いたしますが、省庁全般に関わることでもあり、総理大臣の見解をお伺いいたします。

平成二十四年度に成立した法案の運用状況をしつかりとチェックすることも大切です。

平成二十四年八月、みんなの党は反対しましたが、消費増税を中心とする社会保障・税一体改革関連法が成立し、それを受け、翌年五月にはマイナンバー法が成立しました。社会保険料の不公平な徴収があるのであれば、社会保障の財源として全国民に増税を強いる前にそれを是正するのは当然の責務であります。

厚生年金保険法では、厚労大臣は徴収金を滞納する者には督促をしなければならないと、努力規定ではなく義務規定が設けられています。督促をするには、当然、適用対象となる事業所を正確に把握しておかなければならぬわけですが、政府は正確に把握できていないことを認めています。

先日の予算委員会において、来年十月から個人や法人に付与されるマイナンバーを活用すれば、国民全員について、それぞれ加入している年金の種類、あるいは徴収状況について把握できるということを甘利大臣もお認めになり、田村厚労大臣も有効な方策の一つであると答弁されました。

問題は、どこが責任を持つこれを進めていくかであります。厚生年金の徴収漏れの問題は国民年金の徴収漏れともリンクしていることを考えれば、厚労大臣の言う五年間の集中期間などと悠長なことを言っている場合ではなく、早急に省庁横断で徴収に一元的な責任を持つ歳入庁を設置して対応すべきであると考えますが、再度、総理大臣の考え方を伺います。

消費税増税法においては、最大の焦点であった消費税の逆進性を緩和するための負担軽減策は今後の検討に委ねられることとなりましたが、最近、軽減税率という言葉ばかりが聞こえ、すっかり給付付き税額控除という言葉を聞かせん。みんなの党は、税の再分配機能を補完する意味でも、真の税と社会保障の一体化を行う観点からも、税額控除の恩恵を受けない低所得者には給付を行うという給付付き税額控除を採用すべきと主張しています。

マイナンバーが付与されれば個人所得の把握も可能となり、給付付き税額控除が可能となります。本来、マイナンバーはそうしたことにしていなければ、二千六百億円ものシステム投資をしても宝の持ち腐れになってしまうのではないかでしょう。与党調整の中で、もうこの件は軽減税率で決定、あとは導入時期をめぐる調整だけということになってしまっているのでしょうか。政府は現在どういう検討を行っているのか、財務大臣にお伺いいたします。

品目ごとに税率を決定する軽減税率では、業界挙げての陳情の結果、裁量行政、族議員政治の横行が懸念されます。そうした懸念についての総理

大臣の認識をお伺いします。

平成二十四年四月には、郵政民営化を逆行させる郵政民営化改正法が成立しました。日本郵政が先般策定した中期経営計画では、株主の意向が決まっていない、我々の方から方針をお話しするわけにはいかないとして、金融二社の扱いはおろか、上場に関する記述がほとんどありません。

そこで、株主である財務省はどういう意向があるのか、二〇一五年春の上場をどうするのか、上場は日本郵政のみなのか、金融二社を含めた上場を目指すのかについて財務大臣にお伺いします。

郵政の西室社長が、就任当時、上場を実現する体制が全くできていないとおっしゃっていたにもかかわらず、上場の実務や上場後の戦略を企画する経営企画部門を担当している総務省出身者である専務執行役の意向で、金融機関出身の執行役経営企画部長に代わり、後任に総務省の出身者を据える、あるいは、民間企業で上場に携わった経験を持つ執行役がラインから外され、上場に関わる

会議にすら呼ばれないといったことが平然と行われているようになります。こうした体制で上場に向けた準備あるいは上場後の戦略策定は進むのでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

郵政株式の売却益は貴重な復興財源とすることを含む日本郵政の上場の重要性について、総理大臣の見解も併せてお伺いいたします。

消費税増税がよいよ行われます。みんなの党は、デフレ脱却を最優先すべきとして、消費税増税は凍結すべきと最後まで主張してまいりましたが、残念ながら先般、消費税増税を織り込んだ平成二十六年度予算が成立しました。

かかる上は、増税後の景気の落ち込みを少しでも回避すべく、緊急に必要な手当てを行るべきであるとして、我々は、企業の配当へのインセンティブを高め、企業から個人にお金が流れやすくなるために、法人が配当を行う場合、その他の費

用と同様、課税所得から控除するようにすればよ

いと提言いたしました。個人株主への配当を行った場合に限定し、かつ配当の受取が法人である場合の益金不算入制度の廃止とバッケージで考え

れば、〇・九兆円程度の減収で済むと試算される一方、株式市場の活性化や株主配当の増加等の経済効果を勘案すれば、十分に検討に値するものであると考えています。

ところが、政府税調では、法人税減税の財源確保のために配当課税の強化を行うことを検討しているとの報道がされています。二重課税の問題があるからこそ配当課税の緩和と強化をパッケージに合つていません。マーケットに支えられてきたアベノミクスに大きな疑惑を生じさせるものであり、検討すべきはみんなの党が提言している政策の採用であると思いますが、財務大臣の見解をお伺いします。

みんなの党は、増税後の影響を少しでも回避すべく、独自の経済対策を総理に手渡しました。是非アベノミクス第二弾として採用していただき、公共事業の積み増しではない、減税を中心とした追加の経済対策及び追加の金融緩和を早急に行うべきであると考えます。総理大臣の認識をお伺いいたします。

政府は、責任野党であるみんなの党の提言を真摯に受け止めていただき、実行に移されることを再度お願い申し上げ、質問を終わりたいと思います。

郵政の厚生年金の適用促進については、日本年金機構において事務所に対する集中的な加入指針などに取り組むとともに、今後、国税庁から必要な法人情報の提供を受けるものと承知しております。

今後とも、厚生年金の適用促進、国民年金の納付率向上等について、現下の体制の下で、関係機関の連携強化も行いつつ、可能なものから速やかに実施してまいります。

付率向上等について、現下の体制の下で、年金保険料の納付率向上等のためには、保険料徴収の基本的な考え方を整理し、必要な対策を講じることが重要であり、組織を統合して歳入庁を創設すれば問題が解決するものではないと指摘されております。

金が滞留している旨の指摘がありました。この指摘を受けた資金については、既に全て国庫に返納しております。

独立行政法人については、独立行政法人通則法に基づき、政府からの出資又は支出に係る不要財産については、国庫納付を行うものとされております。基金や独立行政法人は、複数年度にわたり資金や財産を保有し、事業を行ふことを前提としたものですが、基金における使用見込みがない資金や、独立行政法人における不要財産の国庫返納を進めていくことは当然であり、余剰の資金を保有することがないよう今後ともしっかりと対応してまいります。

厚生年金の徴収漏れについてお尋ねがあります。基金や独立行政法人の余剰の資金の取扱いについてお尋ねがありました。

内閣総理大臣(安倍晋三君登壇、拍手) ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 中西健治議員にお答えをいたします。

基金や独立行政法人の余剰の資金の取扱いについてお尋ねがありました。

基金については、昨年十月の会計検査院の検査

報告において、一部の基金に使用見込みのない資

するため、法人が配当を行う場合、その他の費

消費税の軽減税率についてお尋ねがありまし
た。

軽減税率については、御指摘のような懸念につ
ながらないよう検討が行われる必要があると考え
ております。

いざれにせよ、軽減税率については、二十六年
度与党税制改正大綱において、引き続き、対象品
目の選定や区分経理等のための制度整備を含む
様々な課題について与党税制協議会において検討
するとしています。政府としては、これを踏ま
えた与党における検討を見守つてまいりたいと考
えております。

金融二社を含む日本郵政の上場の重要性につ
てのお尋ねがありました。

復興財源確保法においては、日本郵政株式につ
いて、復興財源に充てるため、できる限り早期に
処分することとされています。また、郵政民営化
は、民間に委ねることが可能なものはできる限り
これに委ねることが、より自由で活力ある経済社
会の実現に資するとの考え方を基本としていま
す。

これを実現するためには、株式処分により、極
力国の関与を減らし、市場規律の下における公正
かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービス
が提供されるようになることが重要であると考え
ています。株式上場はそのための重要な方策と認
識しています。

追加の経済対策及び金融緩和についてお尋ねが
ありました。

御党からいただいた積極的な御提案についてお尋ねが
は、個別の論点に関してはいろいろ議論がありま
すが、デフレ脱却と経済再生を図るという同じ問
題意識の下で、経済政策の方向性に關し、御党と
しての考え方を示されたものと承知しています。

政府としては、平成二十五年度補正予算の早期
実施を含め、経済政策パッケージを着実に実行す
るとともに、平成二十六年度本予算についても的

確な執行に努めるなど、デフレ脱却と経済再生に
向けて全力で取り組んでまいります。

なお、金融政策については、その具体的な手法
は日本銀行に委ねるべきと考えております。

いざれにしても、黒田総裁は、今国会において
も、何らかのリスク要因が顕在化して、2%の物
価安定目標を実現するために、必要であればちゅ
うちよなく政策を調整していく旨答弁されている
ものと承知しております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 紙付付き税額控除につ
いてのお尋ねがあつております。

税制抜本改革法において、低所得者への配慮と
して、給付付き税額控除と複数税率、軽減税率が
共に検討課題とされておりましたのは御存じのとお
りです。

軽減税率につきましては、二十六年度の与党税
制改正大綱において、引き続き、対象品目の選定
や区分経理のための制度整備を含む様々な問題に
ついて、与党税制協議会において検討するという
こととされています。政府といたしましては、
これを踏まえた与党における検討を見守つてまい
りたいと考えております。

また、給付付き税額控除につきましては、昨年
二月の自民、公明、民主の三党合意において、低
所得者対策については引き続き協議を行うとされ
ております。三党における議論や与党における軽
減税率に関する検討の状況などを踏まえながら、
必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

次に、日本郵政と金融二社の株式上場について
のお尋ねがありました。

日本郵政としては、二〇一五年中の株式上場を
目指す旨表明しておられるることは承知をいたして
おります。財務省といたしましては、同社が上場

のための体制整備を終えた後、同社の決算や市場
情勢を総合勘案して、上場、売却のタイミングを
決定することといたしております。現時点において
て、まだ具体的に決まつてはあります。

また、金融二社株式の上場につきましても、親
会社であります日本郵政の経営判断を踏まえる必
要がありますが、親会社の株式上場時に
おけます政府の収入を左右する重要な要因となる
と考えております。したがつて、財務省といたし
ましては、日本郵政と緊密に連絡をしつつ、適切
に対処してまいらねばならないと考えております。

最後に、法人税改革のための配当課税の見直し
についてのお尋ねがあつております。

御提言の配当の損金算入については、これはた
しか三月の四日の予算委員会でも申し上げたと記
憶をいたしますが、平均給与がこのところずっと
上がつていいのに對し、上場企業の配当は十年
前に比べて約二倍程度に増えており、また、年
事業の経費ではなくて利益の処分である配当の損
金算入を認めることができた点を踏まえ
た検討が必要であると考えております。

いざれにいたしましても、法人課税の改革につ
きましては、政府税制調査会において、専門的な
観点から、法人実効税率の在り方、また課税ペー
スの在り方、政策効果の検証、そして他の税目と
の関係などなどについて、今後議論を深められて
いくものと承知をいたしております。(拍手)

ところが、安倍政権は、その民主、自民、公明
三党合意による増税と社会保障の改悪を一層推
進め、今、8%増税の四月一日が迫る中、国民の
怒りと不安は渦を巻くように広がっています。
世論調査でも、景気回復を実感していないとい
う方が七七%、家計支出を減らすという方が五
五%に上っています。つくられた円安と株高で
一部の輸出大企業や大株主は大もうけしても、庶民
や中小企業には生活物価や原材料の高騰だけ。賃
金は減り続け、年金引下げや介護、医療の負担
が、今でも苦しい生活に襲いかかっているので

ております。

先月、同社が公表した日本郵政グループの中期
経営計画は、主要三事業の収益力と経営基盤を強
化するとともに、上場を見据え、グループ企業価
値を向上させることとしており、これは堅実かつ
戦略的に将来を見通した計画として評価できると
考えております。

また、日本郵政株式会社法において、同社の取
締役の選任は、総務大臣の認可を受けなければな
らないとされていますが、それ以外の人事につ
いては同法に規定ではなく、同社のガバナンスの問
題でございます。

私といたしましては、同社において、今後と
も、上場に向けて企業価値の向上などにしつかり
取り組んでいただきたいと考えております。

(拍手)

○副議長(鷗石東君) 仁比聰平君。

(仁比聰平君登壇、拍手)

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、二
一二年度決算について質問いたします。

民主党野田政権による二〇一二年度予算は、そ
の公約に反して、消費税の増税、米軍普天間基地
の辺野古への移設、TPP推進などに踏み出し、
国民からノーサイズを突き付けられて下野すること
なつた予算であります。

ところが、安倍政権は、その民主、自民、公明
三党合意による増税と社会保障の改悪を一層推
進め、今、8%増税の四月一日が迫る中、国民の
怒りと不安は渦を巻くように広がっています。
世論調査でも、景気回復を実感していないとい
う方が七七%、家計支出を減らすという方が五
五%に上っています。つくられた円安と株高で
一部の輸出大企業や大株主は大もうけしても、庶民
や中小企業には生活物価や原材料の高騰だけ。賃
金は減り続け、年金引下げや介護、医療の負担
が、今でも苦しい生活に襲いかかっているので

日本郵政株式会社の上場は、国民に民営化の成
果を実感していただく上で重要であると考えてお
ります。同社においては、上場に向けて、現在西
室社長の下で着々と準備されているものと承知し

ただきました。

日本郵政株式会社の上場は、国民に民営化の成
果を実感していただく上で重要であると考えてお
ります。同社においては、上場に向けて、現在西
室社長の下で着々と準備されているものと承知し

ある商店街の代表は、財布のひもが締まるのは避けられそうにない、みんな戦々恐々としていると悲鳴を上げています。総理は、所得が上がりない下で消費税増税が庶民の暮らしを直撃する、その認識がありますか。

八%になれば、年収二百五十万円から三百万円未満の世帯の負担額は年十六万六千円にもなります。中小企業は、お客様に転嫁できません。赤字でも身銭を切って払わされ、廃業や倒産に追い詰められます。もうかつてある大企業には復興特別法人税を廃止しながら、暮らしと経済を破壊する消費税増税などもつてのほかであり、増税などやめるべきであります。総理の答弁を求めます。

消費税は福祉を良くするためだと言なが、総理は、今でも暮らせない年金を更に減らし、高い介護や後期高齢者の保険料を天引きしておきながら、高齢者の病院窓口負担を二割に引き上げ、要介護度が要支援とされたらホームヘルパーやデイサービスも介護給付から外し、要介護度三以上

でなければ特別養護老人ホームに入れない、そんなお年寄りいじめを進めているのですか。この十年以上、労働者の賃金は下がり続け、今や年収が二百万円に届かない人々が千九百万人にも達しています。その最大の要因は非正規雇用の拡大です。非正規の平均賃金は正社員の三分の一にしかなりません。その非正規労働者が増え続け、今や一千九百六十五万人、全雇用者の三七・四%と過去最高に上っているのです。にもかかわらず、総理、なぜ逆に非正規雇用を拡大する労働者派遣法の大改悪を推し進めようとするのですか。

派遣は、一時的、臨時の業務に限る、常用代替は許さないとされ、派遣期間は業務ごとに最大三年と制限され、それを超えるなら派遣先への直接雇用が求められてきました。今度の改悪は、裁判で派遣労働者の権利救済の根拠となってきたその歯止めさえ取り払うものではありませんか。若者

たちから、一生派遣、生涯派遣ではないかと怒ります。もうかつてある大企業には復興特別法人税を廃止しながら、暮らしと経済を破壊する消費税増税などもつてのほかであり、増税などやめるべきであります。総理の答弁を求めます。

次に、二〇一二年度予算に真剣に問われた東日本大震災からの復興と原発問題について伺います。三・一一から三年がたったのに、二十七万人の方方が避難生活を余儀なくされ、十万人以上がプレハブの仮設住宅での生活を強いられる中、震災関連死は二千九百十六人に及んでいます。一方で、被災地の皆さんの復興への取組も歩み始めています。

今必要なことは、住まいと生活、なりわいを取り戻すこと、被災地の努力に応えて支援策を被災地にとって使い勝手の良いものにすることではありますか。総理の基本認識を伺います。

〔副議長退席 議長着席〕

福島で、政府は、旧警戒区域の解除を進めるとして、除染を曖昧にしたまま精神的賠償を一年で打ち切ろうとしていますが、断じて許されませんか。総理の基本認識を伺います。

福島で、政府は、旧警戒区域の解除を進めるとして、除染を曖昧にしたまま精神的賠償を一年で打ち切ろうとしていますが、断じて許されませんか。総理の基本認識を伺います。

次に、国営諫早湾干拓事業について、政府は、確定した開港義務を履行し、有明海漁業の深刻な被害を解消する責任を負っているにもかかわらず、開港もその対策工事もやろうとせず、深刻化する漁業被害を放置し続けています。国が確定判決を守らないという史上初めての事態をもたらし、国が被害を放置し、拡大し続けているその責任を、総理はどう考えているのですか。

今期の漁業被害は有明海全域に及び、二〇〇〇年大凶作以来と言われます。総理はどう認識しているのですか。漁民からの聞き取りを始め、直ちに現地調査を行なうべきではありませんか。

千拓農漁者は、昭和三十年代の入植以来、農業用水確保などで国に裏切られ続けてきました。汚濁化が進む調整池に頼らない農業と防災、有明海再生、共存の道を国が責任を持つて示すなら、問題解決の道は開けるのです。総理の答弁を求めます。

今、力強く辺野古移設を強行しようとする安倍政権に、沖縄県民の民意が突き付けられています。その条件の下では炉心損傷を防止するために取れる手段はない、原子炉下部に水をため、炉心から漏け落ちてきた核燃料が格納容器を破壊しないよ

うにするなどと説明をしていますが、それでは福島第一より大きな水蒸気爆発を引き起こす危険性があると専門家から厳しく指摘されているのです。原子力規制委員長、水蒸気爆発が起こらないという保証がありますか。

川内原発の三十キロ圏内には三百四十か所もの病院と福祉施設があり、その患者や入所者だけでも一万四千人になります。圈外への避難計画を策定したのは僅か四施設で、鹿児島県の担当者は、圈外の病院や施設はほぼ満員、会議室など空き部屋を使っても受け入れるのは難しいと語っています。総理、これでどうやって住民の命と安全を守るのですか。再稼働などあり得ないではありませんか。

次に、国営諫早湾干拓事業について、政府は、確定した開港義務を履行し、有明海漁業の深刻な被害を解消する責任を負っているにもかかわらず、開港もその対策工事もやろうとせず、深刻化する漁業被害を放置し続けています。国が確定判決を守らないという史上初めての事態をもたらし、国が被害を放置し、拡大し続けているその責任を、総理はどう考えているのですか。

今期の漁業被害は有明海全域に及び、二〇〇〇年大凶作以来と言われます。総理はどう認識しているのですか。漁民からの聞き取りを始め、直ちに現地調査を行なうべきではありませんか。

千拓農漁者は、昭和三十年代の入植以来、農業用水確保などで国に裏切られ続けてきました。汚濁化が進む調整池に頼らない農業と防災、有明海再生、共存の道を国が責任を持つて示すなら、問題解決の道は開けるのです。総理の答弁を求めます。

今、力強く辺野古移設を強行しようとする安倍政権に、沖縄県民の民意が突き付けられています。その条件の下では炉心損傷を防止するために取れる手段はない、原子炉下部に水をため、炉心から漏け落ちてきた核燃料が格納容器を破壊しないよ

きは、一月の名護市長選挙で稲嶺進市長勝利が示された、海にも陸にも新しい基地は造らせないという民意を受け止めることはありませんか。

にもかかわらず、昨日、政府は、ジユゴンがすむ辺野古の美しい海にボーリング調査を行う入札公告を強行し、更に怒りに包まれています。民意を無視したこのようなやり方が民主主義の国で許されることはございません。総理、入札公告を撤回し、埋立て強行の一切をやめるべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

総理、あなたの自身の歴史認識や秘密保護法の強行、集団的自衛権の行使容認と憲法九条の解釈を内閣の閣議決定で変えようなど、戦争をする国への暴走の一歩一歩が、国民の不安と怒りに包まれ、政権基盤を掘り崩していくことを知るべきであります。

日本共産党は、国民の皆さんと広く共同を広げ、暴走ストップ、政治的根本的転換に全力を挙げる決意を表明して、質問を終わります。(拍手) ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 仁比聰平議員にお答えをいたしました。

消費税増税についてお尋ねがありました。三本の矢の効果もあって、景気回復の裾野は着実に広がっております。今後、景気回復の実感を全国津々浦々にお届けしていくため、経済の好循環を実現していかなければなりません。

今年の春闘の回答状況を見ると、給料アップ、賃上げの風が吹き始めたと感じています。今後も、経済の好循環実現に向けて、中小企業・小規模事業者で働く方々を含め、賃金上昇の動きが広がっていくことを強く期待しています。

一方で、今般の消費税率の引上げは、社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡すとともに、国の信認を維持していくためのものであり、增收分は全額社会保障の充実、安定化に充てられます。こうした趣旨について国民の皆様に丁寧に説明してまいります。

また、消費税率の引上げに当たっては、これに伴う影響を緩和し、その後の経済の成長力を底上げするため、経済政策パッケージを着実に実行してまいります。所得の低い方には影響を緩和するための簡素な給付措置など、直接的な家計支援策を講じるとともに、政府一丸となって万全の転嫁対策を講じてまいります。

なお、消費税率の一〇%の引上げについては、税制抜本改革法につとめて、経済状況等を総合的に勘案しながら本年中に適切に判断してまいります。

社会保障制度改革についてお尋ねがありまし

た。

急速な少子高齢化の下、世界に冠たる社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡していくためには、消費税の引上げにより安定財源を確保しつつ、受益と負担の均衡が取れた制度へと不断の改革を進めていく必要があります。

年金額の見直しは、本来の給付水準に比べて高くなっていた特例水準について、段階的にその解消を図るもので、将来の年金額を確保するために必要な改革です。

七十歳から七十四歳の方々の医療保険の窓口負担の見直しは、新たに七十歳になる方々から二割負担とするものであり、現在一割負担の七十歳から七十四歳までの方々について二割負担とするものではありません。また、新たに七十歳になる方々については、それまでの三割負担から二割負担になるので、負担増とはなりません。

介護保険制度の見直しは、住み慣れた地域での暮らしを継続できる体制の整備や、所得の低い方々の保険料の軽減などの制度の充実と重点化を同時に行うものです。要支援者への給付や特別養護老人ホームへの入所を含め、必要な人には適切な給付やサービスが提供される制度としてまいります。

以上のことから、お年寄りいじめとの指摘は全く当たらないと考えます。

労働者派遣制度の見直し、非正規雇用労働者の現状についてお尋ねがありました。

労働者派遣法の改正案は、労働者派遣事業を全て許可制とし、事業の質の向上を図るとともに、派遣労働者のキャリアアップの支援や雇用の安定を図り、派遣期間の設定を労使双方にとって分かりやすい制度とする観点から行うものであります。正社員を希望する派遣労働者の方々には、このキャリアアップの支援や正社員化を推進するための措置を通じてしっかりと道が開かれるようになります。

また、今回の改正案による派遣期間制限の見直しに伴い、派遣期間の上限等に違反して派遣労働者を受け入れた派遣先に課せられることとなる労働契約の申込義務は、労働契約の申込みを行つたとみなされる仕組みに改められるため、派遣労働者の保護は強化されると考えています。さらに、非正規雇用労働者については、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティーネットが不十分といった課題があることを踏まえ、キャリアアップ助成金の拡充などにより、雇用の安定や処遇の改善を進めてまいります。

労働者派遣制度の見直し、最低賃金の引上げについてのお尋ねがありました。

労働者派遣法の改正案は、ただいま申し上げたように、派遣労働者のキャリアアップ支援や雇用の安定を図るなどの観点から必要なものと考えております。もちろん、最低賃金の引上げに取り組むことも大変重要なことです。

最低賃金については、平成二十五年度において全国平均で対前年度十五円の引上げが行われたところであります。しかし、企業収益を賃金上昇の実現につなげていくことは、労使と丁寧に調整するなど、引き続き引上げに向けて努力してまいります。

東日本大震災からの復興についてお尋ねがありました。

被災地における住まいや生活、なりわいの再建に向けて、政府としては、被災者生活再建支援金による支援や、中小企業等グループ補助金等による事業者の設備等の復旧を支援してまいりました。また、復興大臣の下にタスクフォースを設置し、住宅再建や商店街等の再生に向けた加速化措置を打ち出してまいりました。さらに、復興事業については、現場の実情に柔軟に対応できるよう復興交付金を創設し、その運用の改善を図つてまいりました。

今後とも、現場の声にきめ細やかに対応し、被災地の復興に全力を尽くしてまいります。

福島の被災者への支援についてお尋ねがありました。

福島の再生については、政府として、昨年末に、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支えるという方針を打ち出したところです。この方針を踏まえ、線量水準に応じた防護措置を具体化、強化し、帰還に伴う放射線による健康影響への不安に応えていくとともに、引き続き必要な県民健康管理調査を継続していきます。

同時に、帰還する住民の方々の生活を支え、働く場を確保することを目指し、賠償や福島再生加速化交付金等の支援策も拡充していきます。あわせて、帰還困難区域を始めとした地域については、新しい生活を始めるために必要な追加賠償を行ふとともに、復興拠点を整備していきます。

こうした取組により、原発事故の避難者への支援を充実してまいります。

国としても、これを全面的に支援しているところであり、その進捗状況などについて原子力防災会議において確認する方針です。また、万が一の事故の場合には、自衛隊の車両、船舶の活用を始め、住民の避難への対応に総力を挙げて取り組んでまいります。

入院患者やお年寄りなど要援護の方々の避難について、無理な避難をせず屋内退避できるよう、病院や福祉施設の建物に換気用エアフィルターなどを設置する放射線防護対策を財政支援しているほか、原発事故時に避難先や輸送手段などを確保できるよう、県、市町村、病院、福祉施設の関係者が、県外も含めて避難先や輸送手段を国際的協力を受けつつ調整できるネットワーク組織を構築することが何より重要です。

原発について、福島の事故の教訓を踏まえ、安全を確保することが大前提です。その前提の下、独立した原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの規制基準に基づいて徹底的な審査を行ない、これに適合すると認められない限り再稼働はありません。

その上で、徹底した省エネルギー社会の実現と再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、原発依存度は可能な限り低減するというのが基本方針であります。しかしながら、電力供給における海外からの化石燃料への依存度が第一次石油ショック当時よりも高くなっているという現実を考えると、そう簡単に原発はもうやめたというわけにはいきません。

川内原発の再稼働についてお尋ねがありました。

再稼働に当たっては地元の理解を得ることが重要であり、地域の防災・避難計画は、地域の状況に精通した自治体が策定するものであり、住民の安全、安心を高めるためにも継続的に改善、充実を図っていくべきものであります。できないといふ後ろ向きの発想ではなく、どうすれば地元の理解を得られる、より良いものにできるかが重要であります。

下、独立した原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの規制基準に基づいて徹底的な審査を行ない、これに適合すると認められない限り再稼働はありません。

て自治体を力強く支え、地域の防災・避難計画の充実に向けてしっかりと取り組んでいます。

お尋ねがありました。

諫早干拓事業をめぐっては、国は、開門義務と開門禁止義務の事実上相反する二つの義務を負つており、いざれか一方の立場に立つことはできない状況にあります。この問題の解決に向けては関係者による話し合いが重要と考えております。政府としては、関係者に対して粘り強く話し合いを呼びかけ、接点を探る努力を続けてまいります。

また、今期の有明海においては赤潮によるノリ被害が発生していると承知しており、政府としても関係各県と協力して情報収集に努めてまいります。

名護市長選挙の結果の受け止めと普天間飛行場の移設に向けた取組についてお尋ねがありました。住宅や学校に囲まれ、住宅地の真ん中にある普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない、これは安倍内閣の基本的な考え方であり、政府と地元の皆様の共通の認識であると思います。選挙の結果については真摯に受け止めたいたいと思いますが、地方自治体の首長選挙であり、政府としてコメントすることは差し控えたいと思います。

政府としては、普天間飛行場の移設について引き続き丁寧に説明し、その危険性を除去し、基地負担を軽減するための取組について地元の皆様の御理解を求めながら、できるることは全て行うとの姿勢で返還に向けて全力で取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、原子力規制委員会委員長から答弁させます。(拍手)

○政府特別補佐人(田中俊一君) 原子力発電所に係る新規制基準への適合性審査についてお尋ねが

ありました。

新規制基準は、東京電力福島第一原発事故の教訓と国際的な最新の技術的知見を踏まえて策定したものであります。

原子力規制委員会においては、現在、御指摘のありました水蒸気爆発の観点も含め、新規制基準への適合性審査を進めているところであります。

引き続き、科学的、技術的な観点から厳格に審査を行ってまいりたいと思います。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 藤巻健史君。
〔藤巻健史君登壇 拍手〕

○藤巻健史君 日本維新的会、藤巻健史です。

まず初めに、三月十五日に永眠いたしました弟藤巻幸夫が生前皆様からお受けいたしました御厚情に、心から御礼申し上げます。

安倍総理は、二〇一四年度予算に対し、経済の再生と財政の健全化を同時に達成すると強調されに關係大臣に質問いたします。

藤巻幸夫が生前皆様からお受けいたしました弟

情に、心から御礼申し上げます。

それでは、日本維新的会を代表して、総理並びに關係大臣に質問いたします。

藤巻幸夫が生前皆様からお受けいたしました弟

情に、心から御礼申し上げます。

安倍総理は、二〇一四年度予算に対し、経済の

再生と財政の健全化を同時に達成すると強調されに關係大臣に質問いたします。

藤巻幸夫が生前皆様からお受けいたしました弟

情に、心から御礼申し上げます。

安倍総理は、二〇一四年度予算に対し、経済の

再生と財政の健全化を同時に達成すると強調されに關係大臣に質問いたします。

藤巻幸夫が生前皆様からお受けいたしました弟

情に、心から御礼申し上げます。

減り始めて初めて財政健全化という言葉が使えると思います。

そこで、甘利大臣にお聞きいたします。二〇一四年度末、そしてプライマリーバランスが黒字化すると国際公約されている二〇二〇年度末に、累積赤字残高は幾らになると予想されているのでしょうか。

ちなみに、政府が目標値として掲げているプライマリーバランスとは、国債の元本償還額と利息支払を除いた数字ですから、財政再建の目標としては元本償還額と利息支払を除いた数字ではありません。累積赤字減少への道には全く描けないがゆえに、苦し紛れに掲げた目標値だと私は思っております。

ここまで累積赤字が大きいと、金利が少しでも上昇すれば支払金利は急増します。金利が五%上昇すれば支払金利、これはもちろんすぐにではあります。千十八兆円掛ける五%という単純計算です。

二〇一四年度予算の税収とその他収入の五十五兆円に比べれば、いかに巨額な数字かが分かります。

景気が良くなければ税率も増えるとおっしゃるかもしれませんけれども、いすれば五十兆円増加します。千十八兆円掛ける五%という単純計算です。

二〇一四年度予算の税収とその他収入の五十五兆円に比べれば、いかに巨額な数字かが分かります。

す。また、マネタイゼーション懸念が出て日銀が国債購入をやめざるを得なくなつた場合、金利は急騰することででしょう。長期金利の5%上昇は決して想定外とは言えないはずです。

金利が上昇し始めたときの財政はどうなつてしまふのか、この国はどうなつてしまふのか、そのような場合の危機対応策は政府も考えていらっしゃるのでしょうか。起こる可能性が極めて小さいときでも、起きたときに何となるかどうかのテストをストレステストといいます。先進国であれば、どの政府も民間金融機関にその実施を求めています。国自身もストレステストをやっているのでしょうか。甘利大臣、お答えください。

このような状況にもかかわらず、幾ら消費税の悪影響を避けるためとはいえ、史上最大の歳出予算を組むなど考えられません。確かに、歳出を増やすば、経済は多少なりとも上向き、国民は喜びます。しかし、累積赤字は歯止めなく急増し、未だからこそ、ばらまくのではなく、我が党が予算、大衆迎合予算と名付けてもいいのではないかとせんか。総理、お答えください。

今、日本の財政は極めて厳しい時期にあります。だからこそ、ばらまくのではなく、我が党が主張する、自助努力を国民に促し、地方分権化を推進し、歳出を極力抑えた予算を作るべきなのです。史上最大規模の予算などとんでもありません。景気回復の手段も、量的緩和ではなく、マイナス金利政策とか円安誘導政策とか、財政赤字を増やさない方法は幾らもあるはずです。そのような経済政策を政府は検討したのでしょうか。

最後に、総理にお約束をお願いして、質問を終えることといたします。財政破綻若しくはハイパーインフレを引き起こし、国民を地獄に突き落とす、そんなことは絶対にしないというお約束で

質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 藤巻健史議員にお答えをいたします。幸夫議員の御冥福を心からお祈り申し上げます。

累積赤字の減少と道筋についてお尋ねがあります。

我が国は厳しい財政状況を鑑みれば、国の信認を維持し財政規律を保つために、国の借金がGDPの伸び以上に増加しないようになります。幸夫議員の御冥福を心からお祈り申し上げます。

内閣府の中長期試算では、中期財政計画に沿つて歳出歳入両面にわたる収支改善の取組を着実に実施していくことを前提に、経済再生ケースの場合に、二〇二〇年代にかけて公債等残高対GDP比が横ばい圏内で推移する姿を想定しております。

平成二十六年度予算では、更にその先の債務残高対GDP比の安定的引下げに向けた第一歩として、まずは国、地方の基礎的財政収支対GDP比を二〇一五年度半減、二〇二〇年度に黒字化するとの収支改善目標に向けて着実に取り組んでまいります。

いずれにせよ、政府としては、更にその先の債務残高対GDP比の安定的引下げに向けた第一歩として、まずは国、地方の基礎的財政収支対GDP比を二〇一五年度半減、二〇二〇年度に黒字化するとの収支改善目標に向けて着実に取り組んでまいります。

平成二十六年度予算は究極のボピュリズム予算ではないかとのお尋ねがありました。

平成二十六年度予算是、経済再生・デフレ脱却と財政健全化を併せて目指す予算です。そのため、我が国は競争力の強化といった未来への投資につながる分野に重点化しているほか、世界に冠たる我が国は社会保障制度をしっかりと次世代に引き継ぐべく、社会保障・税一体改革に沿つて必要な経費を計上しています。一方、国的一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現し、新規国債発行を一・六兆円減額するなど、将来の財政健全化

に向けても着実に前進しています。

このように、平成二十六年度予算は、今さえ良いべきよいといった考え方によるものではなく、研究のボピュリズム予算であるとの御指摘は当たりません。

財政赤字の極大化を避ける経済政策に関するお尋ねがありました。

安倍内閣発足以来、デフレ脱却・経済再生を最重要課題として、三本の矢を一体として推進してきました。こうした取組によって景気は着実に上がり重要であり、政府としては、国の借金の規模を対GDP比で安定的に引き下げていくことを目標としております。

内閣府の中長期試算では、中期財政計画に沿つて歳出歳入両面にわたる収支改善の取組を着実に実施していくことを前提に、経済再生ケースの場合に、二〇二〇年代にかけて公債等残高対GDP比が横ばい圏内で推移する姿を想定しております。

内閣府の中長期試算では、中期財政計画に沿つて歳出歳入両面にわたる収支改善の取組を着実に実施していくことを前提に、経済再生ケースの場合に、二〇二〇年代にかけて公債等残高対GDP比が横ばい圏内で推移する姿を想定しております。

内閣府の中長期試算では、中期財政計画に沿つて歳出歳入両面にわたる収支改善の取組を着実に実施していくことを前提に、経済再生ケースの場合に、二〇二〇年代にかけて公債等残高対GDP比が横ばい圏内で推移する姿を想定しております。

内閣府の中長期試算では、中期財政計画に沿つて歳出歳入両面にわたる収支改善の取組を着実に実施していくことを前提に、経済再生ケースの場合に、二〇二〇年代にかけて公債等残高対GDP比が横ばい圏内で推移する姿を想定しております。

内閣府の中長期試算では、中期財政計画に沿つて歳出歳入両面にわたる収支改善の取組を着実に実施していくことを前提に、経済再生ケースの場合に、二〇二〇年代にかけて公債等残高対GDP比が横ばい圏内で推移する姿を想定しております。

そのため、政府としては、こうした事態を決して招くことがないよう、経済再生と財政健全化の両立を目指しているところであります。これは狭き道ではありますが、安倍内閣発足後一年で景気回復の動きが広がり、平成二十六年度予算では、一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る五・二兆円の改善を実現するなど、財政健全化に向けて着実に進んでおりま

す。直近の本年一月の試算によれば、名目長期金利が二〇二〇年代にかけて四%台まで上昇していく場合でも、経済再生が図られれば、公債等残高が発散的に増大していく事態には陥らないものと理解をしております。

引き続き、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組を鋭意進めでまいります。

以上です。(拍手)

繰り返し申し上げて、この道しかありません。全力で取り組んでまいります。(拍手)

〔内閣総理大臣甘利明君登壇、拍手〕

○國務大臣(甘利明君) 累積赤字残高についてのお尋ねがありました。

内閣府では、国、地方の公債等残高について試算をしております。これは、国の普通国債と交付税特会の借入金の残高及び地方公共団体の地方債の残高等を合計したものであります。本年一月に公表した中長期の経済財政に関する試算の経済再生ケースにおいては、二〇一三年度末九百三十三兆円程度、二〇一四年度末九百五十九兆円程度、二〇二〇年度末千百四十四兆円程度という試算結果となっております。

次に、金利が上昇したときの財政、その場合の危機対応策とストレステストについてお尋ねがありました。

金利が上昇した場合の財政への影響としては、公債等残高がGDPの二倍程度に上っている状況下、金利上昇は利払い費を大きく増大させ、そのため政策の自由度が低下すること等から、社会、経済、財政に大きな影響を及ぼし得るものとの認識をしております。そうした影響の大きさも念頭に置きながら、政府としては財政規律をしつかりと堅持をしていく所存であります。

我が国は、巨額の公的債務が累積するなど、大変厳しい状況にあります。万が一

の信認が損なわれることにより金利が激しく上昇するようなことがあります。経済、財政、国民生

活に重大な影響を及ぼすと考えられます。

この国は、今、二百十万人を超える生活保護受給者と二千四百万人とも言われる住民税非課税世帯人口を抱え、人口の四割は年収三百万元以下、高齢者のうち年金所得二百万円以下の人は八割ど

算を定期的に行つて点検をしているところであります。

金利が二〇二〇年代にかけて四%台まで上昇していく場合でも、経済再生が図られれば、公債等残高が発散的に増大していく事態には陥らないものと理解をしております。

引き続き、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組を鋭意進めでまいります。

以上です。(拍手)

繰り返し申し上げて、この道しかありません。全力で取り組んでまいります。(拍手)

〔内閣総理大臣甘利明君登壇、拍手〕

○議長(山崎正昭君) 寺田典城君

(寺田典城君登壇、拍手)

○寺田典城君 結いの党の寺田典城でございま

す。

この国には、GDPの二・四倍、国民一人当たり八百八十万円とも言われる借金があります。こ

の現実を国会が直視し、決算審査にもつと力を入れ、国家理性の喪失を阻止しなければ、この国は財政破綻します。

参議院は、決算の参議院とも言われております。参議院と決算委員会が指導性を發揮することが財政再生につながると信じ、会派を代表して、安倍総理大臣に、平成二十四年度決算に関する質問いたします。

平成二十四年十二月に自民党が政権に復帰し、安倍内閣は、発足後直ちに平成二十四年度補正予算で十兆円の経済対策を行いました。

一年前の本会議で、私は、アベノミクスは是非とも成功してもらいたいと願つておりますと申し上げました。その願いは今も変わっておりませ

ん。しかし、この一年を振り返ると、アベノミクスの恩恵にあづかったのは一部の富裕層のみであります。

この国は、今、二百十万人を超える生活保護受給者と二千四百万人とも言われる住民税非課税世帯人口を抱え、人口の四割は年収三百万元以下、高齢者のうち年金所得二百万円以下の人は八割ど

いうデータもあります。そういう所で得の低い方々が消費のプライスリーダーである現状では、眞の意味でのデフレはそう簡単に収まらないと思います。

GDPのおよそ六割、約三百兆円を消費支出が占めている中で、消費者庁は、昨年の消費者被害額が約六兆円、GDPの約一%に相当すると公表しました。国民が安全、安心な消費生活を送るためにには、国民と身近に接している地方自治体の消費者担当部門の強化が必要あります。しかし、道するべき消費者庁は、平成二十四年度ではおよそ百二十二億円の予算に三百人体制の脆弱な組織。地方消費者行政活性化基金も復興特別会計などからの寄せ集めの間に合わせであります。

経済成長と消費拡大、デフレ脱却が金看板である安倍内閣として、総理は、国民の安全、安心な消費生活を担保し、消費拡大と眞のデフレ脱却のためにどのような政策を打ち出されるつもりなのか、お答えください。

次に、地方分権についてお伺いいたします。

地方分権が議論されるようになつてから二十年が過ぎました。我が国の人口減少が続くことが明らかであり、国も地方も今までのやり方を見直し、重複のない簡素で効率的な行政を実現しなければならないところに来ております。市長、知事を経験した私には、国会や中央省庁は、法律や制度、省益にとらわれ、制度疲労を起こし、思考力を失つているように思います。

国は、重複行政を見直し、権限、財源、人間を再編し、地方にできることは地方に任せてスリムになり、外交などの国家戦略に特化する。そして、国際社会、特に日本の力を必要としているASEAN等の新興国の発展を後押しし、相手の国を豊かにすることにより日本の新たな成長につなげる。それは、この国に新たなインベーションや発展をもたらすのではないでしようか。

第一次安倍内閣では、道州制ビジョン懇談会が設置され、活発な議論があつたと記憶しております。その後、麻生内閣では国の出先機関の整理等が提案されました。自民党は、平成二十四年の衆議院の選挙の公約に日本を取り戻すと掲げました。しかし、民主党政権が廃止したひも付き補助金が復活するなど、逆に中央集権と利益政治が取り戻された一方、地方分権改革は掛け声ばかりで具体的な動きは全く見えません。このままでは国も自治体も破綻してしまいます。残された時間は多くはないのです。

総理は、いわゆる三ゲンも含めた地方と国のある方を具体的に今後どのようにすべきとお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 寺田典城議員にお答えいたします。

消費拡大とデフレ脱却に向けた取組についてお尋ねがありました。

我が国経済においてデフレが長年にわたり継続してきた原因是、長期にわたつて需要が弱かつた中で、企業などによる日本経済の将来に対する成長期待の低下やデフレ予想の固定化が生じたことなどにあると考えています。

このため、内閣発足以降、大胆な金融政策を推進してきたところであり、最近ではデフレ状況ではなくなっています。ただし、デフレ脱却には至つておらず、引き続き日本銀行が2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待しています。

一方で、デフレ脱却をよりスムーズに実現するとともに、物価だけでなく賃金が上昇し、持続的な消費の拡大を伴う経済成長を実現していくことを

が重要であります。

このため、政府としては、平成二十五年度補正予算及び平成二十四年度予算の着実な執行や経済の好循環実現に向けた取組を進めるとともに、成長戦略をより更に進化させてまいります。また、消費者の安全、安心を確保し、健全で活気と厚みのある消費市場を構築するため、消費者行政の充実強化にも取り組んでまいります。

国と地方の在り方についてのお尋ねがありました。

国は国家の本来的任務を重点的に担い、地方自治体は住民に身近な行政をできる限り担うこととで、国家と地方が適切な役割分担を行なうことが重要です。こうした国づくりを進めていくために、今国会に、国から地方への事務権限移譲等に関する一括法案を提出しました。移譲に当たつては、移譲された事務権限が円滑に執行できるよう、財源措置等を確実に講じてまいります。

今後とも、地方からの声をよく聞きながら、国と地方の役割の見直しを行い、地方の皆様がその能力を十分發揮できるよう、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。

一昨年の政権交代選挙で、自民党は、公約に掲げた日本を取り戻すとは何を取り戻したかったのかとのお尋ねがありました。

当時、日本は、三年余りの民主党政権によって、遅れる復興、長引くデフレを始め、教育や外交・安全保障など、数々の危機に直面していました。私たち自民党が政権交代選挙で訴えた日本を取り戻すとは、こうした危機を突破して、地方で暮らす皆さんも含めて、頑張った人が報われる真つ当な社会を取り戻す 것입니다。こうした点を訴えた結果、我々は政権に復帰をしたわけあります。

さらに、民主党政権の下で、国民との約束が実行されず、内政、外交で迷走した結果、政治への国民の信頼が大きく失われていきました。一昨年

の選挙で私たち自民党は、できることしか約束しない、約束したことは必ず実行すると訴え、日本政治への信頼も取り戻さなければならないとの使命感で努力を重ねてまいりました。

今後とも、責任政党たる自民党が先頭に立つて日本の立て直しを進めていく覚悟であります。ありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長林久美子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔林久美子君登壇、拍手〕

○林久美子君 大胆な議題となりました沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長林久美子君。

このため、内閣発足以降、大胆な金融政策を推進してきたところであり、最近ではデフレ状況で金融活性化特区の創設等により期待される効果及び同特区の対象産業、各特区等に進出した中小企業に対する支援の必要性、離島振興の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続する必要性、空港周辺地域整備計画に基づく事業の今後の見通し、成田、羽田両空港の役割分担、年間発着枠拡大等による空港周辺地域住民への健康上の影響等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

一百三十六
一百三十六

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野村哲郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野村哲郎君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、本法制定の経緯と延長の理由、本法に基づく支援措置の効果、農産加工業者における国産農産物利用拡大に向けた支援の必要性、農産加工品の輸出促進に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第八 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長藤本祐司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○藤本祐司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 二百三十六
二百三十六

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 日程第九 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡俊一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

○水岡俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、中小企業等の事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、機構による支援実績を増加させるための方策、経営者保証に関するガイドラインの定着に向けて機構に期待される役割、事業再生・地域活性化ファンドへの出資の在り

官報(号外)

方、再生支援対象事業者における雇用の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石井みどり君登壇、拍手〕

〔反対、本案は可決されました。(拍手)〕

十三

○石井みどり君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働者の生活と雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、育児休業給付金の充実、教育訓練給付の拡充及び教育訓練支援給付金の創設、就業促進手当の拡充並びに基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置の延長等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、男性の育児休業の取得を促す取組、教育訓練給付の対象となる講座の指定の在り方、法改正の効果を検証する必要性、失業者に対する基本手当の給付水準等について質疑を行つとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

議員

議長

副議長

幹事長

幹事

幹事

幹事

吉良よし子君

山本博司君

辰巳孝太郎君

河野義博君

倉林明子君

矢倉克夫君

堀井廣君

杉久武君

田村智子君

石川博崇君

又市征治君

横山信一君

吉田忠智君

佐々木さやか君

福島みづほ君

田村久武君

紙智子君

岩君

川智子君

博崇君

平成二十六年三月二十八日

参議院会議録第十一号

国務大臣

一八

新妻若林	仁比秋野	若松	熊谷	谷合	愛知	市田	荒木	魚住裕	長沢	山本	大門寒紀史君	高階恵美子君	平木大作君	
秀規君健太君	聰平君公造君	謙維君	大君	井上	若松	若林	熊谷	谷合	市田	大門寒紀史君	竹谷とし子君	中西祐介君	高階恵美子君	
弘成君	光英君	昭男君	治子君	野上浩太郎君	水落敏栄君	山村俊男君	岩井茂樹君	石井猛之君	渡辺誠章君	長谷川一彦君	羽生田正弘君	周司君	宮本雄平君	山下仁彦君
政司君	晟一君	信介君	基之君	北川イッセイ君	藤井未松	丸山関口	丸川石井	宇都井原	二之湯馬場	森屋舞立	中原森	山口那津男君	山下芳生君	岡田陽輔君
有田難波	斎藤徳永	大野嘉隆君	小西エリ君	浜野洋之君	磯崎義雄君	木村哲史君	柳本新平君	中川雅治君	佐藤正久君	佐藤ゆかり君	島田西田	島田大野	高橋堂故	山本渡邊
芳生君	獎二君	元裕君	大裕君	喜史君	弘文君	喜史君	哲郎君	直樹君	昌司君	佐藤泰正君	昌宏君	松司君	松下伸吾君	西田茂君
島村	江崎	田城	大君	西村まさみ君	通宏君	安井美沙子君	森本尾辻	小坂武見	二之湯宮沢	佐藤伊達	佐藤北村	佐藤太田	豊田柘植	山田糸数
成文君	邦子君	五月君	孝君	高野光二郎君	大野君	大野君	大野君	大野君	古川酒井	古川酒井	太田房江君	太田俊郎君	谷亮子君	岸鶴保
松沢	行田	江田	前川	柳田	中山	中西	長浜	中野	中野	柳澤芝	柳澤芝	柳澤芝	柳澤芝	柳澤芝
成文君	邦子君	清成君	恭子君	健治君	正志君	和之君	和之君	和之君	和之君	井上蓮	井上蓮	井上蓮	井上蓮	井上蓮
江口	水野	前田	北澤	松田	寺田	小川	室井	小野	東川	廣田儀間	柴田	吉川	藤田	白尾立
克彦君	賢一君	武志君	賢一才猪木君	公太君	典城君	敏夫君	邦彦君	次郎君	龍平君	和田政宗君	沙織君	羽田雄一郎君	那谷屋正義君	大久保勉君
山本	一太君	古屋圭司君	根本匠君	菅義偉君	小野寺五典君	石原伸晃君	太田昭宏君	茂木敏充君	林芳正君	下村憲久君	岸田博文君	新藤義孝君	麻生太郎君	安倍晋三君

議長の報告事項									
一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	法務委員	財務副大臣	内閣官房副長官	内閣官房副長官	厚生労働委員	文教科学委員	農地法の一部を改正する法律案(農地法) (参第六号)	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(薬師寺みちよ君外一名発議)(参第七号)
内閣委員	辞任	蓮 艾君	愛知 治郎君	内閣官房副長官	世耕 弘成君	小西・洋之君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員	前川 清成君	森 まさこ君	小西 洋之君	内閣官房副長官	高野光二郎君	西村まさみ君	石橋 通宏君	山本 一太君	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(畠浩治君外四名提出)(衆第四号)
内閣委員	渡邊 美樹君	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	斎藤 嘉隆君	堀内 恒夫君	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(長島忠美君外七名提出)(衆第五号)
内閣委員	渡邊 美樹君	森 まさこ君	小西 洋之君	内閣官房副長官	高野光二郎君	石橋 通宏君	嘉隆君	山本 一太君	法律案(畠浩治君外六名提出)(衆第六号)
内閣委員	大沼みづほ君	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員	大沼みづほ君	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	法律案(畠浩治君外六名提出)(衆第七号)
内閣委員	堂故 茂君	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員	橋本 聖子君	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	法律案(畠浩治君外六名提出)(衆第八号)
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。									
内閣委員	辯任	蓮 艾君	前川 清成君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律
内閣委員	辯任	溝手 顯正君	高野光二郎君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	私立学校法の一部を改正する法律
内閣委員	辯任	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年官民人事交流に関する年次報告を受領した。
内閣委員	辯任	前川 清成君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	辯任	高野光二郎君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	辯任	渡邊 美樹君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員	辯任	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	法律案(畠浩治君外六名提出)(衆第六号)
内閣委員	辯任	高野光二郎君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員	辯任	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	法律案(畠浩治君外六名提出)(衆第七号)
内閣委員	辯任	高野光二郎君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
内閣委員	辯任	森 まさこ君	西村まさみ君	内閣官房副長官	滝波 宏文君	小坂 憲次君	堀内 恒夫君	山本 一太君	法律案(畠浩治君外六名提出)(衆第八号)
同日委員長から次の議案が提出された。									
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(山田太郎君発議)(参第5号)									
一部を改正する法律案(山田太郎君発議)(参第5号)									
農地法の一部を改正する法律案(山田太郎君発議)(参第5号)									
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。									

官 報 (号 外)

經濟産業委員 辞任 溝手 顕正君 森 まさこ君 国土交通委員 辞任 吉田 忠智君 森屋 宏君 東日本大震災復興特別委員 辞任 福島みづほ君 岩城 光英君	補欠 滝波 宏文君 渡邊 美樹君 補欠 許可し、その補欠を指名した。 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第一七号) 内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第九号) 森林国営保険法等の一部を改正する法律案(閣法第四三号) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三号) 同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 水循環基本法 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号) 同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 雨水の利用の推進に関する法律 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 辞任 福島みづほ君 岩城 光英君
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水循環基本法 雨水の利用の推進に関する法律 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 辞任 福島みづほ君 岩城 光英君
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水循環基本法 雨水の利用の推進に関する法律 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 辞任 福島みづほ君 岩城 光英君

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決し た。	
よつて国会法第八十三条により送付する。 平成二十六年三月十四日	
参議院議長 山崎 正昭殿	衆議院議長 伊吹 文明
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 「国際物流拠点産業集積地」を、「国際物流拠点産業集積計画等」に、「金融業務特別地区」を、「経済金融活性化特別地区」に改める。 第三条第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。	区域 四 情報通信産業の振興を図るため沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 前項各号に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、同項第四号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
第七条第一項中「提出された」を「提出した」に、「提出があつた」を「提出をした」に改める。 第二十七条中「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「航行する航空機」の下に「又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」を加える。	5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。 6 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。 7 主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画(情報通信産業振興計画の作成等)及び第二十九条を次のように改める。 第二十九条 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画(情報通信産業振興計画の作成等)を図るために必要な要件を備えている地域(以下「情報通信産業振興地域」という。)を定めることができる。 二 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間	8 第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。 第三章第二節の節名を次のように改める。 第二十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後
二 情報通信産業の振興を図るために必要な要件を備えている地域(以下「情報通信産業振興地域」という。)の区域 平成二十六年三月二十八日 参議院会議録第十一号 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案	第三章第四節の節名を次のように改める。 第四十一条及び第四十二条を次のように改める。 第三章第四節の節名を次のように改める。 第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後
第三章第四節の節名を次のように改める。 第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後	2 主務大臣は、前条第二項第四号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができ る。 3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第四号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。 第三十条第一項中「情報通信産業特別地区」を「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、「関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。 3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
第三章第四節の節名を次のように改める。 第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後	5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。 6 主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。 7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。 8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画(以下「国際物流拠点産業の集積計画」とい う。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとす
第三章第四節の節名を次のように改める。 第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後	2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港で あつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容
第三章第四節の節名を次のように改める。 第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後	4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積が図られるため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 6 沖縄県知事は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることが認められる場合は、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 7 沖縄県知事は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。 8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画(以下「国際物流拠点産業の集積計画」とい う。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとす

(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)

第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができ。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画の廃止又は変更を勧告することができる。

第四十三条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、「併せて」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又

は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第四十五条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「財務大臣は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、「(政令で定めるものを除く。)」を削り、「ものは、関税法」を「ものにつき、同法」に、「とみなす」を「の指定をするものとする」に改め、

同条第二項及び第三項中「国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十六条 第四十七条 第四十八条第一項及び四十九条から第五十一条までの規定中「国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 経済金融活性化特別地区

第五十五条の見出しを「(経済金融活性化特別地区の指定)」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るために必要な政令で定める要件を備えている地区を区に設け、その地区における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えてい

る」とするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第五十五条の四 内閣総理大臣は、沖縄県知事に對し、認定経済金融活性化計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。

3 前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めることは、その認定をするものとする。

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとする

(経済金融活性化計画の認定)

第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るために計画(以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。)を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 計画期間

2 前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。

3 前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めることは、沖縄県知事に對し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

5 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画による認定の取消しは、内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとする

7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第四十五条の六 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

2 第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

3 第五十五条の見出しを「(経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。)

4 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第六章 第五十五条の次に次の二項を加える。

二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

県知事に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、「関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第五十七条の見出しを削り、同条の前に見出として「課税の特例」を付し、同条第一項中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る事業」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業」に改め、同条第二項中「金融業務」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に報告しなければならない。

3 沖縄県知事は、第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 沖縄県知事は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十五条中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る事業」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に改める。

第一百四十二条第一項第二号を次のように改める。

二 第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第五項の規定による変更の求め、第二十九条第一項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第二項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

第百四十四条第一項第三号中「第四十二条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示」を「第四十一条第五項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示」に改め、新法第二十九条第一項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による公示の受理、同条第六項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 沖縄県知事は、この法律による改正後の沖縄振興特別措置法(以下「新法」という。)第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画の作成、新法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の作成及び新法第五十五条第一項に規定する経済金融活性化特別地区の指定の申請のため、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、関係市町村長の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

第三条 施行日の前日においてこの法律による改正前の沖縄振興特別措置法(以下「旧法」という。)第二十八条第一項の規定により指定されたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域における事業について旧法第四十三条第一項の認定を受けている者は、新法第四十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法第四十四条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

6 施行日の前日において旧法第二十九条第一項の規定により指定されている情報通信産業振興地域の区域において旧法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信産業振興地域とみなす。

7 第五条 地方公共団体が、旧法第二十八条第一項の規定により指定された情報通信産業振興地域の区域内において旧法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信産業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十

に、「第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消し」を「前項の規定による通知」に改め、同項第四号第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区を削る。

附 則

3 施行日の前日において旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日(前日)までの間は、新法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた新法第四十一条第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなす)。

4 この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法第三十条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域における事業について旧法第四十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法第四十四条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

7 第五条 地方公共団体が、旧法第二十八条第一項の規定により指定された情報通信産業振興地域の区域内において旧法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信産業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十

一号 第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第三十二条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 地方公共団体が、旧法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域の区域内において旧法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第四十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧法第五十五条第一項の規定により指定された金融業務特別地区の区域内において旧法第三条第十四号に規定する金融業務に係る事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第五十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定により関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなされている土地又は建設物その他の施設は、新法第四十五条第一項の規定に基づき関税法第三十七条第一項の規定により指定を受けた指定保税地域とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十六条第一項の認定を受けている法人に関する認定の取消し及び金融業務に係る所得の課税の特例については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関税暫定措置法の一部改正)
第九条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「(国際物流拠点産業集積地域の指定)」の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域」を「(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改める。

提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域に改める。

第十三条第一項中「(国際物流拠点産業集積地域)」の規定により国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改める。

提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域に改める。

の員数減少により減額となる経費は一億九千三百二十万七千円である。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案によつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日
参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

率の適用対象額の拡大及び暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に伴う平成二十六年度一般会計の関税減収見込額は約十億円である。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災地域の物流・貿易の円滑化・活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施してきた。近年、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の進展を背景として、セキュリティ確保と両立させながら、我が国企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資する通関手続の迅速化に努めること。

一 関税率の改正に当たつては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある对外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

一、費用
本法施行に伴い、平成二十六年度において、判事の員数増加により増額となる経費は一億三千九百九十一万円、裁判官以外の裁判所の職員

に対するため、少額輸入貨物に対する簡易税

官 報 (号外)

<p>関税税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成二十六年三月二十五日</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>衆議院議長 伊吹 文明</p>	

<p>関税税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案</p> <p>関税税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(一部改正)</p> <p>第一条 関税税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条の三第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。</p> <p>別表第〇四〇一・一〇号中「幼児又は」を「児童」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十一項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。</p> <p>(関税暫定措置法の一部改正)</p> <p>第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。</p> <p>第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。</p> <p>第七条の三第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第七条の八」を「第七条の七」に改める。</p> <p>第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。</p>	

<p>第七条の七を削り、第七条の八を第七条の七とする。</p> <p>第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。</p> <p>別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二六年三月三一日」を「平成二七年三月三一日」に改める。</p> <p>附 則</p>	

<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、国際開発協会の第十七次増資に伴い、我が国が追加出資を行ひ得るよう所要の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認められる。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>本法律施行に伴う国際開発協会への追加出資限度額は三千三百四十二億四千百四万円である。</p> <p>附 帯 決 議</p>	

道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成三十一年三月三十一日までとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行による平成三十年度までの国の増加補助額は、約十八億円と見込まれる。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案。

附帯決議
農産加工業は、国民に対して食料を安定的に供給する上で、農業と並ぶ両輪として重要な役割を果たしている。農産加工品の輸入自由化に対応するため、農産加工業の経営改善に向けた措置が講じられてきたが、農産加工品の輸入量の増加や国内市場の縮小など、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

審査報告書

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

審査報告書

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

されるよう、経営改善計画の承認等において必要な指導を行うこと。

改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年三月二十七日

農林水産委員長 野村 哲郎
参議院議長 山崎 正昭殿

本法施行による平成三十年度までの国の増加補助額は、約十八億円と見込まれる。

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。

参議院議長 伊吹 文明

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。

四 東日本大震災の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。

右決議する。

特定期間を五年間延長する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

右決議する。

国会に提出する。

平成二十六年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るために、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成三十一年三月三十日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島振興開発事業に要する経費として約二百五十二億円、小笠原諸島振興開発事業に要する経費として約十一億円が計上されている。

一、費用
本法律施行のため、平成二十六年度一般会計予算に、奄美群島振興開発事業に要する経費として約二百五十二億円、小笠原諸島振興開発事業に要する経費として約十一億円が計上されている。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、関係府省庁との連携を密にして、基本理念に沿った具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資す

する。

また、地域農業の発展に資するため、特定農

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年三月二十七日

国土交通委員長 山崎 正昭殿
参議院議長 山崎 正昭殿

本法施行による平成三十年度までの国の増加補助額は、約十八億円と見込まれる。

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正するためにも、新商品・新技術の研究開発の促進、専門家による支援体制の充実、低利融資等、必要な措置を講ずること。

要領書

委員会の決定の理由

官報(号外)

るための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。

二 本法により創設される産業振興促進計画認定制度及び奄美群島振興交付金制度については、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、積極的な活用が図られるようきめ細やかな配慮をすること。

三 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等を図ること。

四 奄美群島における産業の振興については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地域の特性を踏まえた地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。

五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、奄美群島においては、本土・奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、小笠原諸島においては、航空路の開設実現に向け慎重な配慮をすること。

六 奄美群島及び小笠原諸島は台風の常襲地帯に位置するとともに、南海トラフ巨大地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的・自然的条件にあることから、必要な防災・減災対策を推進すること。

七 産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、奄美群島及び小笠原諸島における地域住民の生活の質の向上を図る責務を果たすため、医療、介護、教育、通信、エネルギー、郵便、金融等の特別措置(第二十二条～第三十八条)及びこれに基づく措置(第八条～第十一条)の措置(第二十二条～第三十八条)」を

査・分析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置の実現を図ること。

右決議する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

第一条中「かんがみ」を「鑑み、奄美群島の振興開発に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに」に、「自立的發展並びに」を「自立的發展」に、「に資する」を「並びに奄美群島における定住の促進を図る」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第一条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、同項第十三号中「人材の」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二条 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

第一条を「第一条～第三条に、『第一条～第三条』」を

第一条を「第一章 奄美群島振興開発計画等(第二条～第六章) 第二章 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十一年法律第二百八十九号)」の一部を次のように改正する。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第一条を「第一章 奄美群島振興開発計画等(第二条～第六章) 第二章 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十一年法律第二百八十九号)」の一部を次のように改正する。

第一条を「第五十条～第五十四条」に、「第二十二条～第二十六条」を「第五十五条～第五十八条」に、「第二十七条」を「第五十九条～第六十条」に、「第二十八条～第二十九条」を「第六十一～第六十六条」に改める。

同条第九項中「第五項」の下に「及び第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五項中「市町村(次項項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

第三条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第十一項又は第六項に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

同項を同条第十項とし、同条第六項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

同項を同条第十項とし、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該奄美群島市町村に係る振興開発計画の案を添えなければならない。

当該奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三条を第五条とする。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣は、第二条の基本理念にのつとりに改め、同条第二項第五号中「整備」の下に「人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬(以下

第三条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第五項中「の市町村の下に「次項の規定による要請があつた場合にお

	四 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者
	五 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者
	六 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
	七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員
	八 第二章第二節における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び環境大臣、厚生労働大臣とす。
官	利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。
	第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、奄美群島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
	第二章 奄美群島振興開発計画等
	第一節 基本方針
	第六条 第五項を削り、同条第六項中「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第五項とする。
	第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
	一 第十七条第六項の規定に違反した者
	二 偽りその他不正の手段により奄美群島特例通訳案内士の登録を受けた者
	三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
	第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
	一 第十七条第七項の規定に違反した者
	二 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
	三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
	第四章 第二節 第二十二条第一項中「第十七条第一項の規定による報告をせざる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十一号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とす、又は虚偽の報告をした者
	五 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者
	六 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者
	七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
	八 第二章第二節における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び環境大臣、厚生労働大臣とす。
	九 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員
	十 二 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。)の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項
	十一 第三条を「平成二十六年度」に改め、同項を同一条第三項とし、同条第五項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」とし、同条第七項を同条第六項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の節名を付する。
	十二 第二章の章名を削る。
	第三節 振興開発計画及びこれに基づく措置
	第一条の次に次の二条並びに章名及び節名を加える。
	第一条 奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の

十条第二号」に改め、同条を第五十三条とする。

第十九条を第五十二条とし、第十八条を第五十一条とする。

第十七条中「第十一條」を「第四十四条」に改め、同条を第五十条とする。

第四章第二節中第十六條を第四十九条とし、第十五条を第四十八条とし、第十四条を第四十七条规定とする。

第四章第一節中第十三條を第四十六条とし、第九条から第十二条までを三十三条ずつ繰り下げる。

第八条第五項中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(審議会への報告)
第四十一条 主務大臣は、毎年、奄美群島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第七条第二項中「国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第三十九条とする。

第六条の十三第一号中「奄美群島内において」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域において当該認定産業振興促進計画に定められた」に、「設備」を「施設又は設備」に改め、「(本に掲げる事業の用に供するものを除く。)」を削り、「その敷地である土地」を「構築物若しくはこれらの敷地である土地」に改め、第二章中同条を第三十八条とする。

第六条の十一の見出しを「観光の振興及び地域間交流の促進」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「ため」の下に「奄美群島における観光の振興並びに」を加え、同条を第三十六条とする。

第六条の十中「伝承されてきた」の下に「多様な」を、「活用」の下に「並びに当該文化的所産の担い手の育成」を加え、同条を第三十五条とする。

第六条の九中「国」を「前二項に定めるもののほか、国」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修

学の機会の確保に資するため、奄美群島内の島のうちの奄美群島市町村の区域に属する区域。(以下この項において同じ。)内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに

準ずる教育施設(以下この条において「高等学校等」という。)が設置されていないことにより、当該島の区域内から当該島の区域外に所

在する高等学校等へ生徒が通学する場合又は当該島の区域外に生徒が居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

第七条第二項中「国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第三十九条とする。

第六条の十三第一号中「奄美群島内において」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域において当該認定産業振興促進計画に定められた」に、「設備」を「施設又は設備」に改め、「(本に掲げる事業の用に供するものを除く。)」を削り、「その敷地である土地」を「構築物若しくはこれらの敷地である土地」に改め、第二章中同条を第三十八条とする。

第六条の十一の見出しを「観光の振興及び地域間交流の促進」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「ため」の下に「奄美群島における観光の振興並びに」を加え、同条を第三十六条とする。

第六条の十中「伝承されてきた」の下に「多様な」を、「活用」の下に「並びに当該文化的所産の担い手の育成」を加え、同条を第三十五条とする。

を第二十九条とし、同条の次に次の四条を加える。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第三十条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の保健医療サービス、介護

サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るために、奄美群島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

第六条の七中「地方公共団体はの下に」「奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(防災対策の推進)
第三十一条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止す

るため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育

及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他

の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他

の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

第二十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等)
第六条の七中「地方公共団体はの下に」「奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(生活環境等の整備)
第二十七条 国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)
第六条の九を第三十四条とする。

第三十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギー源の利用の推進等)
第六条の八の見出しを「(高齢者の居住用施設の整備)」に改め、同条中「老人福祉法(昭和三十一年法律第百八十八号)」に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第六条の六を第二十五条とする。

第六条の五の見出しを「(農林水産業その他の産業の振興)」に改め、同条に次の二項を加える。

第八条法律第三百三十三号第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削り、同条

エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るために、奄美群島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

第六条の七中「地方公共団体はの下に」「奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)
第三十条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の保健医療サービス、介護

サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るために、奄美群島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

第六条の七中「地方公共団体はの下に」「奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(防災対策の推進)
第三十一条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止す

るため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育

及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他

の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他

の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

第二十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等)
第六条の七中「地方公共団体はの下に」「奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(生活環境等の整備)
第二十七条 国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)
第六条の九を第三十四条とする。

第三十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギー源の利用の推進等)
第六条の八の見出しを「(高齢者の居住用施設の整備)」に改め、同条中「老人福祉法(昭和三十一年法律第百八十八号)」に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第六条の五の見出しを「(農林水産業その他の産業の振興)」に改め、同条に次の二項を加える。

第八条法律第三百三十三号第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削り、同条

2 国及び地方公共団体は、奄美群島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業

を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志す者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第六条の五を第二十四条とする。

第六条の四中「地方公共団体は」の下に「奄美群島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み」を加え、「充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について」に改め、同条を第二十三条とする。

第六条の三第一項第五号及び第三項中「第七項」を「第九項」に改め、同条第六項中「市町村」を「奄美群島市町村」に改め、同条第七項中「国」を「前各項に定めるものほか、国」に改め、「内に無医地区以外の地区」、「医療の提供に支障が生じている場合には、及び当該地区における妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

8 奄美群島は、医療法昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たつては、奄美群島に

おける医療の特殊事情に鑑み、奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第六条の三を第二十二条とし、第六条の二を第七条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第三節 交付金事業計画及びこれに基づく措置

(交付金事業計画の作成)

第八条 鹿児島県は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業

(奄美群島市町村その他の者が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業

における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する費

用の全部又は一部を負担するものを含む。)をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならない。

9 国は、鹿児島県に対し、前項の規定により提出された交付金事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(計画の実績に関する評価)

第十一条 鹿児島県は、前条第二項の規定により交付金の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、交付金事業計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、交付金事業計画に基づく事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、交付金事業計画の実績に関する評価を行わなければならない。

2 鹿児島県は、前項の評価を行つたときは、

5 鹿児島県は、交付金事業計画に奄美群島市

町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項についての者の同意を得なければならない。

6 鹿児島県は、交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

7 前二項の規定は、交付金事業計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第九条 鹿児島県は、次項の交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施(奄美群島市町村その他の者が実施する事業に要する費用の全部又は一部の負担を含む。)をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならない。

10 国は、鹿児島県に対し、前項の規定により提出された交付金事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前二項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(計画期間)

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で政令で定めるものに関する事項

2 交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事項を記載することができる。

3 交付金事業計画には、前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 奄美群島特例通訳案内士育成等事業(奄美群島において奄美群島特例通訳案内士(第十七条第二項に規定する奄美群島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。)に関する事項

5 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 観光客滞在促進事業(計画区域において旅館業法昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第五項に規定する下宿業その他の国土交通省令で定めるものを除く。)を営む者(旅行

公表するよう努めるものとする。

第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 奄美群島市町村は、単独で又は共同して、振興開発計画に即して、主務省令で定めるところにより、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

2 当該計画区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 奄美群島特例通訳案内士育成等事業(奄美群島において奄美群島特例通訳案内士(第十七条第二項に規定する奄美群島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。)に関する事項

5 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 観光客滞在促進事業(計画区域において旅館業法昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第五項に規定する下宿業その他の国土交通省令で定めるものを除く。)を営む者(旅行

業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条の登録を受けた者を除く)が、奄美群島内限定期行業者代理業(旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、奄美群島内の旅行に關し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。)を行うことにより、計画区域において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、奄美群島の觀光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。)に関する事項

三、補助金等交付財産活用事業(補助金等交付財産・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号第二十二条に規定する財産をいう。)を當該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第一条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十一条において同じ。)に関する事項

5、奄美群島市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6、次に掲げる者は、奄美群島市町村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振兴開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画を作成して、これを提示しなければならない。

一、当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二、前号に掲げる者のほか、同号の産業振興

7、⁸ 前項の規定による提案を受けた奄美群島市町村は、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

8、主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一、振興開発計画に適合するものであること。

二、産業振興促進計画の実施が計画区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四、第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十二条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する奄美群島内限定期行業業務取扱管理者を確實に選任すると認められること。

9、主務大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならぬ。

10、主務大臣は、第八項の認定をしたときは、

7、⁸ 前項の規定による提案を受けた奄美群島市町村は、第一項の規定によるとおり認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

2、関係行政機関の長は、主務大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行なうことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定産業振興促進計画の変更)

第十三条、奄美群島市町村は、第十一条第八項の認定を受けた産業振興促進計画(以下「認定産業振興促進計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2、第十一條第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

2、第十一條第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

3、前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一條第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しについて准用する。

4、第十一條第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて准用する。

3、前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一條第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しについて准用する。

4、第十一條第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて准用する。

2、主務大臣は、第八項の認定をしたときには、認定産業振興促進計画に第十一條第四項各号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特例通訳案内士について、主務大臣の認定を受けたときは、当該認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特例通訳案内士についての資格を得

9、主務大臣は、第八項の認定をしたときには、認定産業振興促進計画に第十一條第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定奄美群島市町村に対する関係行政機関の長(以下「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならぬ。

(措置の要求)

第十五条、主務大臣又は関係行政機関の長は、

7、⁸ 前項の規定による提案を受けた奄美群島市町村は、第一項の規定によるとおり認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行なうことができる。

2、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一條第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定奄美群島市町村に對し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

2、主務大臣は、第八項の認定をしたときには、その資格を得

た認定産業振興促進計画に記載された計画区域(以下この条において「認定計画区域」といふ)において、報酬を得て、通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。)を行うことを業とする。

3 奄美群島特例通訳案内士については、通訳案内法の規定は、適用しない。

4 第一項の認定を受けた奄美群島市町村が行う当該認定に係る認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定計画区域において、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一

務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、奄美群島特例通訳案内士の団体について準用する。

この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは、「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

奄美群島特例通訳案内士は、その資格を得た認定計画区域の区域外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

奄美群島特例通訳案内士は、その業務に関する区域を明示してするものとし、当該認定計画区域以外の区域を表示してはならない。

五 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一

例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「認定奄美群島市町村(奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による登録)」と読み替えるものとする。

6 奄美群島特例通訳案内士は、その業務に関する区域を明示してするものとし、当該認定計画区域

例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条(見出し)と読み替えるものとし、当該認定計画区域

例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条(見出し)と読み替えるものとし、当該認定計画区域

出しを含む。」及び第二十七条(見出し)を含む。」中「通訳案内士登録簿」とあるのは、「奄美群島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは、「認定奄美群島市町村(奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による登録)」と読み替えるものとする。

7 奄美群島特例通訳案内士は、その業務に関する区域を明示してするものとし、当該認定計画区域

例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条(見出し)と読み替えるものとし、当該認定計画区域

例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条(見出し)と読み替えるものとし、当該認定計画区域

業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたもののみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「奄美群島内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

- 一 奄美群島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識
- 二 奄美群島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

4 奄美群島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその

他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に關し奄美群島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行ふのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める

他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に關し奄美群島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行ふのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める

国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、奄美群島内限定旅行業者代理業者に対し、奄美群島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第十九条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（農地法等による処分についての配慮）

第二十条 国の行政機関の長又は鹿児島県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する配慮）

第二十一条 国及び地方公共団体は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律五百四十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計

画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対し必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第五節 振興開発のためのその他の特

別措置

本則に次の一条を加える。

第六十六条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第一項中「平成二十六年三月三十一日」を

「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成二十五年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第三項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改め、第二章第三節及び第六十七条に改め、第二章第三節及び第六十七条に改め。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第八項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十一項中「附則第七項」を「附則第五項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第一条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四

十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「一第四条」に、「第二章 小笠原諸島振興開発計画等（第三条・第十二条第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（第六条第十条））、「第十四条第三節 振業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条第二十条）」に、「第十四条第四節 振業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十二条第十四条）」に、「第十四条第五節 振興開発のためのその他の特別措置（第十二条第十五条）」を

（小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限）

第四十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要な事項を調査審議するために、国土交通省に小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要な事項につき、国土交通

大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第四十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への報告)
第四十九条 國土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第四章 雜則
第十九条 第四十五条とする。

第十八条第二項中「村」を「小笠原村」に、「都の」を「東京都の」に改め、同条第三項中「都」を「東京都に改め、同条を第四十四条とする。

第十七条を第四十三条とし、第十六条を第四

十二条とする。

第十五条第七項中「第十五条第五項」を「第四十一条第五項」に改め、同条を第四十一条とする。

第十四条を第四十条とし、第十三条の七を第三十九条とする。

第十三条第六の見出しを「(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「ため」の下に「小笠原諸島における観光の振興並びに」を加え、同条を第三十八条とする。

第十三条の五中「医療の提供に支障が生じて

いる場合には」を削り、「確保」の下に「定期的な巡回診療」を加え、「小笠原諸島における」を削り、同条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 東京都は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たつては、小笠原諸島における医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の五を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

(自然環境の保全及び再生についての配慮)
第三十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠

ため、生態系の維持又は回復を図るために他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るために、小笠原諸島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用して通信設備その他のが災害に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等についての配慮)
第三十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

第十三条の四の見出しを「(農林水産業その他の産業の振興についての配慮)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生産環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるものほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志願する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第十三条の四を第二十六条とし、同条の次に次の五条を加える。

(就業の促進についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第二百二十九条)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るたため、介護給付等対象サービス等に從事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設の整備についての配慮)

第三十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)

第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(情報通信技術の利用による地域間連携の促進)

第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑みを加え、同条を第二十五条とする。

(小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑みを加え、「充実化について」に改め、同条を第二十四条とする。

第十三条の二中「地方公共団体は」の下に「小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑みを加え、「充実化について」に改め、同条を第二十四条とする。

第十三条第一項中「都」を「東京都」に改め、同条を第二十二条とする。

第九条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一条とする。

第八条の二を第十条とし、同条の次に次の一部節及び節名を加える。

第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置(産業振興促進計画の認定)

第十一条 小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画

(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 小笠原諸島において振興すべき業種

二 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他国土交通省令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業(小笠原諸島において小笠原諸島特例通訳案内士(第十七条第二項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士をいう。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。)に関する事項

二 觀光旅客滞在促進事業(小笠原諸島において旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。)を営む者)の旅館業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条の登録を受けた者を除く。)が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業(旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に係る宿泊者との契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。)を行うことにより、小笠原諸島において觀光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源を活用して觀光旅客の滞在を促進するものとす。

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするとときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 次に掲げる者は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

7 小笠原村は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画に係る事項を審査した後、認定する。

計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 振興開発計画に適合するものであること。

二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法

第六条第一項各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十二条の二に規定する旅行業者を取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

9 國土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

10 國土交通大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(認定に関する処理期間)

第十二条 國土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。
関係行政機関の長は、國土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処

分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定産業振興促進計画の変更)

第十三条 小笠原村は、第十二条第八項の認定を受けた産業振興促進計画(以下「認定産業振興促進計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 第十二条第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十二条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに關し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

4 第十二条第十項の規定は、第一項の規定に含まれる。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画の変更があったときは、その変更後の長に第十二条第四項各号に記載されている場合に掲げる事項に小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に係る小笠原諸島特例通訳案内士については、次項から第九項まで、第五十二条、第五十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る)、第五十五条及び第五十六条に定めるところによる。

3 小笠原諸島特例通訳案内士は、小笠原諸島において、報酬を得て、通訳案内(通訳案内)のため必要があると認めるときは、小笠原村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 小笠原諸島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、国土交通大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに關し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十二条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに關し、国土交通大臣に意見を述べることができ

る。

4 第十二条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十二条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

4 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条、第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

5 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

6 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

七 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 小笠原諸島特例通訳案内士は、小笠原諸島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

七 通訳案内士法第三章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む)及び第二十七条見出しを含む。中「通訳案内士登録簿」とあるのは「小笠原諸島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「小笠原村」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十一条」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第二十二条(見出しを含む)中「通訳案内士登録証」とあるのは「小笠原諸島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四

条各号」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十一条中「第二十一条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

八 通訳案内士法第四章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二项並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

九 通訳案内士法第三十五条の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の团体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「小笠原村長」と読み替えるものとする。

三 旅行業法第十二条の九第一項の標識

一 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識

二 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十二条の九第一項の規定する旅行業者等(同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む)以外の者 前項の標識に類似する標識

四 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十二条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行業取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号に掲げる事項に觀光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画(旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る)について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該觀光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければなものについて

よる登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

二 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者(以下この条において「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。)は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識

二 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十二条の二第一項に規定する旅行業者等(同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む)以外の者 前項の標識に類似する標識

四 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十二条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行業取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までに定めることのないこと。

二 旅行業の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に關し小笠原諸島内において旅行業法第十二条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能

力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

五 國土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、小笠原諸島内限定旅行業者代理業者に対し、小笠原諸島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第十九条 小笠原村が、第十二条第二項第二号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に定を受けたときは、当該認定の日ににおいて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(中小企業者に対する配慮)

第二十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

第一項を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「同法同条」を「同条」に改め、同条を第七条とする。

第五条を削る。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項中

号中「整備」の下に「人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 小笠原諸島の振興開発の基本の方針に関する事項

第四条第二項中第十二号を第十八号とし、第十一号を第十七号とし、同項第十号中「人材」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十六号とし、同項中第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

第四条第二項第五号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十号とし、同号の前に次の五号を加える。

五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

六 住宅及び生活環境の整備に関する事項

七 保健衛生の向上に関する事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

九 医療の確保等に関する事項

十 交通の大臣はの下に「第二条の基本理念にのつとり」を加え、同條第二項第三号中「整備」の下に「人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保」を加え、同項第五号を次のように改める。

この場合において、第四項中「ときは、次

項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは「ときは」と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第四項」と読む。

み替えるものとする。

第四条第八項を同條第十一項とし、同條第七項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同條第十項とし、同條第六項を同條第九項とし、同條第五項中「前項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第四項の次に次の三項を加える。

5 小笠原村は、振興開発計画が定められない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならぬ。

6 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条を第六条とし、同條の前に次の節名を付する。

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

六 住宅及び生活環境の整備廃棄物の減量

その他の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。)の利用その他のエネルギーの供給に関する基

六号とし、同項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、同項第八号中「振興」の下に「子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 再生可能エネルギー源（太陽光、風力

その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。)の

利用その他のエネルギーの供給に関する基

本的な事項

第三条第二項第五号の次に次の四号を加える。

六 住宅及び生活環境の整備廃棄物の減量

その他の適正な処理を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

七 保健衛生の向上に関する基本的な事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

九 医療の確保等に関する基本的な事項

十 第三条第三項を削り、同條第四項中「平成二

十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同條第三項とし、同條中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同條を第五条とし、同條の前に次の節名を付する。

第一節 基本方針

第一章中第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との

触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、それがなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、前條の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

四 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

五 第十八条第五項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

五十四条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に關し、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第五十五条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第五十六条 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に、「第六条」を「第七条」に改める。

附則第三項中「第十五条」を「第四十一条」に改める。

附則第四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附則第六項中「平成二十六年分」を「平成三十一年分」に改める。

附則第七項中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、附則に次の一項を加える。

(この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用)

8 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

平成二十六年三月二十八日 参議院会議録第十一号 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中の改正規定は、公布の日から施行する。
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法(以下この条において「旧奄美法」という)第三条第一項に規定する振興開発法(以下この条において「旧計画」という)に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金、補助金(旧奄美法第六条第五項の規定による補助金を除く。)又は交付金に係るもの

は、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下この条において「新奄美法」という)第五条第一項に規定する振興開発法(以下この条において「新計画」という)に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発

5 新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣と協議して決定したものについては、新奄美法の規定を適用する。

6 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣と協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

7 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣と協議し、その同意を得て決定したものは、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島(以下この条において単に「奄美群島」という。)内において旧奄美法第六条の十三第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定について

9 は、旧奄美法第六条の十三の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金(新奄美法第九条第二項の交付金を除く。次項において同じ。)に係る事業で奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣と協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣と協議し、その同意を得て決定したものは、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島(以下この条において単に「奄美群島」という。)内において旧奄美法第六条の十三第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定について

9 は、旧奄美法第六条の十三の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

三九

において準用する第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁

止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(電波法の一部改正)

第六条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改定する。

別表第六備考第五号中「第二条第一項に規定する小笠原諸島」を「第四条第一項に規定する小笠原諸島」に改める。

(港湾法の一部改正)

第七条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改定する。

附則第十三項中「附則第七項、失効前」を「附則第五項、失効前」に、「附則第十項」を「附則第八項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改定する。

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

(認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い)

第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)第十一條第一項(産業振興促進計画の認定)に規定する産業振興促進計画の同条第八項(同法第十三條第一項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の認定が別表第一第一項の規定により旅行業法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の規定により旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十一條第五項の同意をしておるときは、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請と

みなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十二条第一項(産業振興促進計画の認定)に規定する産業振興促進計画の同条第八項(同法第十三条第二項(認定)において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出)において準用する通訳案内士法第十七条第七項に規定する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の再交付又は同法第二十五条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

3 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の認定が別表第一第一百四十二条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

4 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の認定が別表第一第一百四十二条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の二 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)による同法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の七 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の八 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の九 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

九の一〇 市町村長

奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十二条第一項の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの

官報 (号外)

<p>五 分の日から二年を経過しないもの</p> <p>小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>第二十七条中「昭和二十九年法律第百八十九号」を削る。</p> <p>(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正)</p> <p>第十二条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第三項第三号中「観光圏内限定旅行業者代理業者を『同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者』に改める。</p> <p>(総合特別区域法の一部改正)</p> <p>第十三条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第五項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和四九年法律第百八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>第二十七条中「昭和二十九年法律第百八十九号」を削る。</p>
<p>号の次に次の二号を加える。</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法第十七条第十九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>第二十七条中「昭和二十九年法律第百八十九号」を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>(福島復興再生特別措置法の一部改正)</p> <p>第十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十三条第五項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>第二十七条中「昭和二十九年法律第百八十九号」を削り、同表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p>
<p>（農林水産省設置法の一部改正）</p> <p>第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第三項の表平成二十六年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（国土交通省設置法の一部改正）</p> <p>第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（農林水産省設置法の一部改正）</p> <p>第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p>
<p>（農林水産省設置法の一部改正）</p> <p>第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（国土交通省設置法の一部改正）</p> <p>第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（農林水産省設置法の一部改正）</p> <p>第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（国土交通省設置法の一部改正）</p> <p>第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（農林水産省設置法の一部改正）</p> <p>第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p> <p>（国土交通省設置法の一部改正）</p> <p>第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百八十九号)第一條に規定する奄美群島(いう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。</p>

附則第四条中「平成二十六年三月三十一日」を
「平成三十一年三月三十一日」に改める。

審査報告書

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を
改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年三月二十七日
内閣委員長 水岡 健一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業等の事業再生及び地域
経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強
化するため、株式会社地域経済活性化支援機構
の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合
員となるための出資を追加する等の措置を講じ
ようとするものであつて、おおむね妥当な措置
と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

右
国会に提出する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を
改正する法律案

平成二十六年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につい
て適切な措置を講すべきである。

一、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「機
構」という。)は、相談件数に比べ支援決定件数
が依然として少ないと鑑み、更に業務の効
率化、迅速化を図り、より多くの支援を可能と
する体制を構築すること。

二、機構においては、デューディリジエンスの簡
易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務
に苦しむ中小企業においても機構を利用しやす
いように費用の低減化を図るとともに、要する

費用の予見可能性を高めるように努めること。

三、機構においては、特定債権取扱業務に積極的に取り組み、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づく保証債務の整理のベストプラクティス(模範となる事例)を示すよう努めること。

四、金融機関等関係者がガイドラインを尊重、遵守するように、その周知を図るとともに、金融機関等に対する検査、監督を通じ、金融実務において定着するよう努めること。

五、ガイドラインにおける不明瞭、不明確な点がないか、更に検討を加え、必要に応じガイドラインのQ&Aの充実を図るなど金融機関等の不安が生じないように努めること。

六、個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること。

右建議する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を
改正する法律案

平成二十六年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「機
構」という。)は、相談件数に比べ支援決定件数
が依然として少ないと鑑み、更に業務の効
率化、迅速化を図り、より多くの支援を可能と
する体制を構築すること。

二、機構においては、デューディリジエンスの簡
易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務
に苦しむ中小企業においても機構を利用しやす
いように費用の低減化を図るとともに、要する

改め、「受けたもの」の下に「に限り、第五号から第七号まで又は第九号(特定支援対象事業者に係る部分に限る。)に掲げる決定にあつては取締役会の決議により委任を受けたもの」を加え、同項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同項第五号中「同じ。」の下に「特定支援対象事業者(第三十二条の三第一項に規定する特定支援対象事業者をいう。第二十二条第一項第三号及び第三項並びに第三十二条の二第三項において同じ。)又は第二十二条第一項第七号に規定する対象特定組合」を加え、同号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五、第三十二条の二第三項前段の特定支援をするかどうかの決定(同項後段の規定により特定支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。)
六、第三十二条の五第一項の特定債権買取りをするかどうかの決定

七、第三十二条の七第一項の買取申込み等期間の延長の決定

八、第三十二条の十二第三項の特定組合出資をするかどうかの決定

九、第十六条第二項中「第六号まで」を「第四号まで、第九号又は第十号」に改める。
第二十二条第一項第一号中「貸付債権」を「貸付債権等(貸付債権その他これに準ずる債権として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号ハ中「第八号」を「第十号」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十二号までを「二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「債権買取り等」の下に「特定債権買取り」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号中「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。)」があつて地域経済活性化に資する資金供給を行うもの(主務省令で定めるものに限る。)」を「特定組合」に改め、同条第三項中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条の十第一項」に改め、「債権買取り等」の下に「特定債権買取り」を加える。

十、第十六条第一項中「第六号まで」を「第四号まで、第九号(再生支援対象事業者に係る部分に限る。)又は第十号」に、「あつては」を「あつては」に

改め、「受けたもの」の下に「に限り、第五号から第七号まで又は第九号(特定支援対象事業者に係る部分に限る。)に掲げる決定にあつては取締役会の決議により専門家の派遣を加え、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十一第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一、対象特定組合(第三十二条の十二第四項に規定する特定組合出資決定の対象となつた特定組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、地域経済活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する出資(当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。)
十二、規定期間の延長の決定

十三、第十二条第一項第四号中「第三十二条の三第四項」を「第三十二条の十第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十二条の二第五項」を「第三十二条の九第五項」に改め、「に對して」の下に「一又は二以上の」を加え、「貸付債権」を「貸付債権等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

十四、第三特定支援対象事業者に對して金融機関等が有する債権の買取り(以下「特定債権買取り」という。)
十五、第二十二条第二項中「前項第十一号」を「前項第十三号」に改め、同条第三項中「(再生支援対象事業者)の下に「特定支援対象事業者」を、「ものを除く。」の下に「対象特定組合」を加える。

十六、第二十三条第一項中「貸付債権」を「貸付債権等」に改め、同条第三項中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条の十第一項」に改め、「債権買取り等」の下に「特定債権買取り」を加える。

十七、第二十四条第一項中「同項第七号から第十一号まで」を「同項第九号から第十三号まで」に改め、

第一項及び第三項、第三十二条の七第二項並びに第三十二条の八第一項第三号及び第二項において「関係金融機関等」という。)に対し、特定支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(次条、第三十二条の五第一項、第三十条の七並びに第三十二条の八第一項第一号、第三号及び第四号において「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が特定支援対象事業者に対する債権に對して有する全ての債権につき、対象事業者に對して有する全ての債務につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(第三十二条の五第一項から第三項まで、第三十二条の七第一項及び第二項並びに第三十二条の八第一項第一号及び第三号並びに第二項において「買取申込み等」という。)をするように求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第一号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする。

一 債権の買取りの申込み

二 弁済計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意

2 支援決定を行つた旨の通知及び弁済計画を添付して行わなければならない。

3 第一項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

(回収等停止要請)

第三十二条の四 機構は、関係金融機関等が特定支援対象事業者及びその代表者等に對し債権(代表者等に対する債権にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。)の回収その他王務省令で定める債権者としての権利の行使(以下この項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等

までの間、回収等をしないことの要請(次項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等停止要請」という。)をしなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第三十二条の八第一項第三号の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第三十二条の五 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものとの額及び第三十二条の三第一項第一号に掲げる同意に係るものとの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことにになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等の期間の末日は、特定支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするように求めなければならない。

3 第三十二条の三第三項、第三十二条の四から八第一項第二号において「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、特定債権買取りをする旨の決定(以下この項及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものとの額の合計額と見込まれるものとの額及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものとの額の合計額と必要債権額に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第一項の場合は、次に掲げる場合には、

(特定支援決定の撤回)

第三十二条の八 機構は、次に掲げる場合には、

が満了する前に特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理の円滑な実施が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の規定による求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしないことの要請(次項、次条第三項及び第三十二条の八第一項第三号において「回収等停止要請」という。)をしなければならない。

2 機構が特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回つてはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第三十二条の六 機構が特定債権買取りを行う場合の価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回つてはならない。

4 機構は、買取決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

(買取申込み等期間の延長)

第三十二条の七 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものとの額及び第三十二条の三第一項第一号に掲げる同意に係るものとの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等の期間の末日は、特定支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対しての関係金融機関等から買取申込み等があつたときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第三十二条の三第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従つて、特定債権買取りをするかどうかを決定しなければならない。この場合において、特定債権買取りをする旨の決定(以下この項及び第三十二条の三第一項第二号において「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、特定債権買取りをする旨の決定(以下この項及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものとの額の合計額と見込まれるものとの額及び第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意に係るものとの額の合計額と必要債権額に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第三十二条の三第三項、第三十二条の四から八第一項第二号において「買取決定」という。)をするときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに関係金融機関等(同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により特定支援決定を撤回したときは、直ちに、特定支援対象事業者及びその代表者等並びに関係金融機関等(同項第一号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等、同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等、同項第二号に掲げる場合にあつては特定支援対象事業者及びその代表者等並びに買取申込み等をした関係金融機関等)に對し、その旨を通知しなければならない。

3 第三十三条第一項第一号中「再生支援決定」の下に「特定支援決定」を加え、「第三十二条の二第六項ただし書又は第三十二条の三第五項ただし書」を第三十二条の二第七項ただし書、第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書」に改め、同項第二号中「いう。」の下に「特定組合出資決定」を加え、同条第三項中「貸付債権」を「貸付債権等」に、「第三十二条の二第六項ただし書」を「第三十二条の九第六項ただし書」に改める。

第三十八条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「対して債権を有

する」を「係る特定信託引受けの申込みをした」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「対して債権を有する」を「係る当該申込みをした」にして改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は」の下に「第二十六条第一項に規定する」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三 特定支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

四 特定支援対象事業者又は第三十二条の三第一項に規定する関係金融機関等 特定支援対象事業者

九 特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員 当該申込みに係る特定組合

十 対象特定組合の無限責任組合員 対象特定組合

第五十八条第一項ただし書中「第三十二条の二第一項及び第六項、第三十三条第一項」を「第三十二条の二第六項及び第七項、第三十二条の五第四項、第三十二条の九第五項及び第六項、第三十三条第一項(再生支援対象事業者 特定支援対象事業者及び特定信託引受け対象事業者に係る部分に限る。)」に改める。

第六十条中「債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより」を「第二十二条第一項第一号に掲げる債権の買取りの業務、同項第二号イに掲げる資金の貸付けの業務又は特定債権買取りの業務に伴い」に改め、「登記」の下に「又は登録」を加える。

第六十五条第一項中の規定により「に規定する買取申込み等又は第三十二条の三第一項に規定する」に、「当該買取申込み等に」を「これらの買取申込み等に」に、「当該買取申込み等が同項第二号」を「これらの買取申込み等が第二十六条第一項第二号に掲げる同意又は第三十二条の三第一項第二号」に、「当該同意」を「これらの同意」に改め、

「事業再生計画」の下に「又は弁済計画」を、「再生支援対象事業者」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を加え、同条第二項中「が再生支援対象事業者」の下に「若しくは特定支援対象事業者」を、「事業再生計画」の下に「若しくは弁済計画」を、「従つて再生支援対象事業者の下に「若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等」を、「事業の再生」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理」を加える。

第六十六条第一項中「事業再生計画」の下に「又は弁済計画」を、「再生支援対象事業者の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を加え、同条第二項中「が再生支援対象事業者及びその代表者等」を、「事業の再生」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項及び第二项の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法(以下この項において「新法」という。)第二十二条第一項第四号及び第三法による改正規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第三十二条の九第一項の規定による特定信託引受けの申込みをする事業者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第二項の規定による特定信託引受けの申込みをし

ては、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

雇用保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年三月二十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

厚生労働委員長 石井みどり

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずる等としようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行により、平成二十六年度労働保険特別会計雇用勘定の支出は約千二百七十億円増加することが見込まれている。このため、平成二十六年度一般会計予算において、雇用保険の失业等給付に要する国庫負担として約二十七億円の支出増が計上されている。また、国家公務員共済組合法における育児休業手当金の支出は約十二億円増加することが見込まれている。このため、平成二十六年度一般会計予算において、

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講るべきである。

一、雇用環境の将来展望を踏まえ、生活安定機能を充実させるための基本手当の改善等雇用保険制度の在り方そのものについて、根本的な検討を行うとともに、雇用保険料率の在り方及び失業等給付に係る積立金の活用についても検討すること。

二、雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、保険事故である失業が政府の経済対策及び雇用対策とも関係が深く、国庫負担が政府の責任を示すものであることに鑑み、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。

三、教育訓練給付の拡充については、非正規雇用労働者を含む在職者のより安定した雇用や離職者の早期再就職につながる内容となるよう具体的な訓練内容等について、現在及び将来の労働需要に基づいた適切な審査を行うとともに、制度を利用してする労働者等に対して制度の周知に努めること。また、その支給に当たっては、失業した際の基本手当とのバランスに配慮しつつ、不正受給の防止対策を講じること。

四、育児休業給付の拡充については、育児休業の取得率が低い現状に鑑み、労働者が男女共に育児休業を取り得しやすい環境の整備に努めること。とりわけ男性の育児休業取得率の向上に向けた具体的な方策を立案実施し、その取得率の目標を実現できるよう努めること。また、中小企業における仕事と育児の両立に関する労働者及び使用者の理解の促進、制度内容の周知、好事例の普及及び代替要員確保の支援策などの取組を今まで以上に進めるここと。さらに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者

国庫負担として約一億円の支出増が計上されている。

の福祉に関する法律に基づき育児休業の取得が認められている非正規雇用労働者の育児休業について、取得が妨げられることがないよう必要な取組を強化すること。

五、労働移動支援成金の支給に当たつては、再就職援助計画の策定に当たり、労働組合等の同意を確実に確認する等により、その離職が真にやむを得ない事情があることを、厳格に見極めつつ実施すること。

六、今回の雇用保険制度の見直しに当たつては、保険料を負担している労働者及び使用者の理解が得られるよう、労使が関与できる形でその効果を検証し、結果を公表すること。

右決議する。

雇用保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八百三十三条により送付する。

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

第一項各号に掲げる者」を「全て」に改め、同条第四項中第一項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に、「同項」を「第一項」に、「を行つた」を「に係る」に、「百分の四十」を「百分之六十」に改め、同条第五項中「とき」の下に「又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき」を加える。

第七十六条第一項中「第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)」を「教育訓練給付対象者」に改める。

第七十七条の次に次の二条を加える。

(資料の提供等)

第七十七条の二 行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対しても、この法律の施行に關して必要な資料の提供その他協力を求めることであります。

前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

附則第四条 第五条第一項及び第十条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の次に次の二条を加える。

(教育訓練支援給付金)

雇用保険法の一部を改正する法律案
雇用保険法の一部を改正する法律
雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の三第三項第二号中「得た額」の下に「(同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月以上雇用される者であつて厚生労働省令で定めるものにあつては、当該額」を「(以降の年月にあつては、当該額」に改める。

第六十条の二第一項中「該当する者」の下に「(以下「教育訓練給付対象者」という。)」を加え、「行つた」を「受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係るに、「その旨」を「厚生労働省令で定める」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中第一項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に、「同項」を「第一項」に、「を行つた」を「に係る」に、「百分の四十」を「百分之六十」に改め、同条第五項中「とき」の下に「又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき」を加える。

第七十七条の二第一項及び附則第十二条の二第一項とあるのは「前条第一項及び附則第十一条第二項」とあるのは「前条第一項及び附則第十二条の二第一項」とする。

前項の規定による協力を求めることであります。

前項の失業していることについての認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

教育訓練支援給付金の額は、第十七条に規定する賃金日額(以下この項において単に「賃金日額」という。)に百分の五十二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十、四千六百四十円以上一万一千七百四十円以下の賃金日額(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の遞増に応じ、通減するように厚生労働省令で定める率)を乗じて得た額に百分の五十を乗じて得た額とする。

第十一條の二 教育訓練支援給付金は、教育訓練給付対象者(前条に規定する者うち、第六十条の二第一項第二号に該当する者であつて、厚生労働省令で定めるものに限る)であつて、厚生労働省令で定めるところにより、平成三十一一年三月三十一日以前に同項に規定する教育訓練

が四十五歳未満であるものに限る)が、当該教育訓練を受けている日(当該教育訓練に係るに、「その旨」を「厚生労働省令で定める」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる者」を「教育訓練給付対象者」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中第一項及び第七十八条の規定は、教育訓練支援給付金について準用する。この場合において、第二十一条及び同項中「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者」と、同項中「死亡したため失業の認定」とあるのは「死亡したため附則第十二条の二第一項の失業していることについての認定」と、「について失業の認定」とあるのは「について同項の失業していることについての認定」と、第七十八条中「第十五条第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定」とあるのは「附則第十二条の二第二項の失業していることについての認定」と読み替えるものとする。

附則第十二条中「同条第四項」を「同条第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項中「次項第二号」とあるのは「次項」と、同条第四項に改め、「百分の四十」の下に「に相当する額」を加え、「百分の五十」を「百分の五十(当該休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達するまでの間限り、百分の六十七)に相当する額(支給単位期間に当該育児休業給付金の支給に係る休業日数の百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、休業開始時賃金日額に当該休業開始応当日から当該休業日数の百八十日目に当たるまでの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、休業開始応当日の前日のいづれか早い日までの日数を乗じて得た額の百分の五十に相当する額を加えて得た額」に改める。

官報 (号外)

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条 第五条第一項及び第十条の改正

正規定並びに附則第十条の規定

二 第六十条の二及び第七十六条第一項の改正

規定並びに附則第十一条の次に一条を加える

改正規定並びに附則第三条及び第四条の規

定 平成二十六年十月一日

(就業促進手当に関する経過措置)

第二条 改正後の雇用保険法第五十六条の三第三項第一号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者となつた者に対する就業促進手当について適用し、施行日前に同号に該当する者となつた者に対する就業促進手当については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「一部施行日」という。)前に改

正前の雇用保険法第六十条の二第一項に規定す

る教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該

当する者に対する同項の規定による教育訓練給

付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金に関する経過措置)

第四条 改正後の雇用保険法附則第十一条の二の

規定は、一部施行日以後に同条第一項の厚生労

働省令で定める教育訓練(次項において「新教育

訓練」という。)を開始した同条第一項に規定す

る者について適用する。

2 一部施行日前に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けた者(雇用保険法第六十条の三第三項の規定により教育訓練給付金の支給があつたものとみなされた者を除く。)であつて、一部施行日

以後に初めて新教育訓練を開始したもの(改正後の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により新教育訓練以外の同項に規定する教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。)

後の一の規定を適用する。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第五条 改正後の雇用保険法附則第十二条の規定は、施行日以後に開始された雇用保険法第六十条の四第一項に規定する休業に係る育児休業給付金について適用し、施行日前に開始された

同項に規定する休業に係る育児休業給付金につ

いては、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法

律第百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

附則第十二条の二中「及び第一項」を「から第

三項まで」に、「これらの規定」を「同条第一項中

「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同

項及び同条第三項」に、「百分の五十」を「百

分の五十(当該育児休業等をした期間が百八十

日以上達するまでの期間については、百分の六十

七」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過

措置)

第七条 前条の規定による改正後の国家公務員共

済組合法附則第十二条の二の規定は、施行日以

後に開始された国家公務員共済組合法第六十八

条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児

休業手当金について適用し、施行日前に開始さ

れた同項に規定する育児休業等に係る育児休業

手当金については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年

法律第百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

平成二十六年三月二十七日

外交防衛委員長 末松 信介

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の支給額を改定することを内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日 参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日 参議院議長 山崎 正昭殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日 参議院議長 山崎 正昭殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年三月十八日 参議院議長 山崎 正昭殿

別表第一及び別表第三を次のように改める。

外事課

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号									別			
		大 使	公 使	特 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
アジア					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	イング	640,000	580,000	550,300	532,000	513,800	459,000	404,200	367,700	331,200	313,000	294,700	276,500	276,500
	インドネシア	600,000	510,000	475,200	457,200	439,300	385,300	331,300	295,400	259,400	241,400	223,400	205,500	205,500
	カンボジア	560,000	540,000	508,500	490,400	472,200	417,900	363,600	327,300	291,100	273,000	254,900	236,800	236,800
	カンボボール	700,000	630,000	590,800	567,100	543,500	472,600	401,700	354,500	307,200	283,600	259,900	236,300	236,300
	スリランカ	540,000	530,000	496,300	478,800	461,300	408,900	356,500	321,600	286,600	269,100	251,700	234,200	234,200
	タイ	630,000	530,000	492,500	472,800	453,100	394,000	334,900	295,500	256,100	236,400	216,700	197,000	197,000
大韓民国		740,000	630,000	584,900	561,500	538,100	467,900	397,700	350,900	304,100	280,700	257,300	234,000	234,000
	中華人民共和国	930,000	750,000	696,300	669,200	642,200	561,000	479,900	425,800	371,700	344,600	317,600	290,500	290,500
	ネパール	650,000	630,000	602,800	584,900	567,100	513,700	460,300	424,700	389,000	371,200	353,400	335,600	335,600
	パキスタン	740,000	690,000	658,700	641,200	623,700	571,200	518,700	483,700	448,700	431,200	413,700	396,200	396,200
	パンダラデシュ	680,000	660,000	624,100	605,200	586,200	529,400	472,600	434,700	396,800	377,900	358,900	340,000	340,000
	東ティモール	770,000	750,000	714,400	693,400	672,400	609,500	546,600	504,600	462,700	441,700	420,700	399,800	399,800
	フィリピン	610,000	520,000	485,400	466,900	448,400	392,800	337,200	300,200	263,100	244,600	226,100	207,600	207,600
	ブータン	600,000	580,000	550,300	532,000	513,800	459,000	404,200	367,700	331,200	313,000	294,700	276,500	276,500
	ブルネイ	620,000	600,000	558,500	536,200	513,800	446,800	379,800	335,100	290,400	268,100	245,700	223,400	223,400
	ベトナム	560,000	500,000	473,200	455,300	437,400	383,800	330,200	294,400	258,600	240,800	222,900	205,000	205,000
	マレーシア	550,000	500,000	463,400	444,800	426,300	370,700	315,100	278,000	241,000	222,400	203,900	185,400	185,400
	ミャンマー	620,000	610,000	571,600	552,400	533,100	475,300	417,500	379,000	340,400	321,200	301,900	282,700	282,700
	モルディブ	580,000	570,000	536,300	518,800	501,300	448,900	396,500	361,600	326,600	309,100	291,700	274,200	274,200
	モンゴル	610,000	590,000	559,500	540,800	522,000	465,800	409,600	372,100	334,600	315,900	297,100	278,400	278,400
	ラオス	650,000	630,000	598,400	578,000	557,700	496,700	435,700	395,000	354,400	334,000	313,700	293,400	293,400
大洋州														
	オーストラリア	760,000	680,000	637,400	611,900	586,400	509,900	433,400	382,400	331,400	305,900	280,400	255,000	255,000
	キリバス	660,000	650,000	614,000	595,700	577,300	522,300	467,300	430,600	393,900	375,500	357,200	338,900	338,900
	クック	700,000	680,000	639,300	615,700	592,100	521,400	450,700	403,600	356,400	332,800	309,300	285,700	285,700
	サモア	640,000	620,000	583,100	561,800	540,500	476,500	412,500	369,900	327,200	305,900	284,600	263,300	263,300
	ソロモン	910,000	890,000	839,500	813,500	787,500	709,600	631,700	579,700	527,700	501,800	475,800	449,800	449,800
	ツバル	660,000	614,000	595,700	577,300	522,300	467,300	430,600	393,900	375,500	357,200	338,900	338,900	338,900
	トンガ	700,000	630,400	607,200	583,900	514,300	444,700	398,200	351,800	328,600	305,400	282,200	262,200	262,200
	ナウル	560,000	550,000	514,000	495,700	477,300	422,300	367,300	330,600	293,900	275,500	257,200	238,900	238,900
	ニュージーランド	650,000	630,000	589,300	565,700	542,100	471,400	400,700	353,600	306,400	282,800	259,300	235,700	235,700
	バヌアツ	560,000	550,000	495,700	477,300	422,300	367,300	330,600	293,900	275,500	257,200	238,900	238,900	238,900
	パプアニューギニア	960,000	886,100	858,300	830,400	746,900	663,400	607,700	552,000	524,100	496,300	468,500		

(外) 報

ハンガリー	560,000	540,000	508,800	488,400	468,100	407,000	346,000	305,300	264,600	244,200	223,900	203,500
フィンランド	720,000	700,000	649,100	623,200	597,200	519,300	441,400	389,500	337,500	311,600	285,600	259,700
フランス	750,000	640,000	592,800	569,000	545,300	474,200	403,100	355,700	308,200	284,500	260,800	237,100
ブルガリア	540,000	520,000	489,900	470,300	450,700	391,900	333,100	293,900	254,700	235,100	215,500	196,000
ベラルーシ	640,000	620,000	583,100	563,400	543,700	484,500	425,300	385,900	346,400	326,700	307,000	287,300
ベルギー	670,000	650,000	606,000	581,800	557,500	484,800	412,100	363,600	315,100	290,900	266,600	242,400
ポーランド	540,000	520,000	490,400	470,800	451,100	392,300	333,500	294,200	255,000	235,400	215,800	196,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	570,000	550,000	520,800	502,100	483,400	427,300	371,200	333,800	296,400	277,700	259,000	240,300
ボルトガル	610,000	590,000	551,100	529,100	507,000	440,900	374,800	330,700	286,600	264,500	242,500	220,500
マケドニア旧ユーゴスラビア共 和国	580,000	560,000	526,100	505,900	485,600	424,900	364,200	323,700	283,200	262,900	242,700	222,500
マルタ	690,000	670,000	623,900	598,900	574,000	499,100	424,200	374,300	324,400	299,500	274,500	249,600
モナコ	660,000	640,000	592,800	569,000	545,300	474,200	403,100	355,700	308,200	284,500	260,800	237,100
モルドバ	650,000	630,000	594,400	574,200	554,000	493,500	433,000	392,600	352,300	332,100	311,900	291,800
モンテネグロ	610,000	590,000	556,100	535,900	515,600	454,900	394,200	353,700	313,200	292,900	272,700	252,500
ラトビア	570,000	550,000	517,300	496,600	475,900	413,800	351,700	310,400	269,000	248,300	227,600	206,900
リトアニア	550,000	530,000	491,500	471,800	452,200	393,200	334,200	294,900	255,600	235,900	216,300	196,600
リヒテンシュタイン	850,000	820,000	764,400	733,800	703,200	611,500	519,800	458,600	397,500	366,900	336,300	305,800
ルーマニア	550,000	530,000	498,600	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
ルクセンブルク	650,000	630,000	588,100	564,600	541,100	470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300
ロシア	820,000	660,000	615,400	591,600	567,700	496,300	424,900	377,200	329,600	305,800	282,000	258,200
中東	830,000	810,000	774,100	753,200	732,200	669,300	606,400	564,500	522,500	501,600	480,600	459,700
アラブ首長国連邦	550,000	530,000	498,300	478,300	458,400	398,600	338,800	299,000	259,100	239,200	219,200	199,300
イエメン	720,000	700,000	667,100	648,100	629,200	572,400	515,600	477,700	439,900	420,900	402,000	383,100
イスラエル	790,000	710,000	665,500	639,700	613,900	536,400	458,900	407,300	355,700	329,800	304,000	278,200
イラク	940,000	920,000	870,500	845,700	820,900	746,400	671,900	622,300	572,700	547,800	523,000	498,200
iran	630,000	610,000	583,000	567,300	551,600	504,400	457,200	425,800	394,400	378,600	362,900	347,200
オマーン	570,000	550,000	514,100	494,400	474,600	415,300	336,000	316,500	276,900	257,200	237,400	217,700
カタール	540,000	520,000	491,300	472,500	453,700	397,400	341,100	303,500	266,000	247,200	228,400	209,700
ケウェート	670,000	650,000	610,400	589,600	568,700	506,300	443,900	402,200	360,600	339,800	319,000	298,200
サウジアラビア	680,000	670,000	631,800	612,500	593,200	535,400	477,600	439,100	400,500	381,200	362,000	342,700
シリア	500,000	490,000	462,500	448,400	434,300	392,000	349,700	321,500	293,300	279,200	265,100	251,000
トルコ	630,000	610,000	570,300	548,200	526,200	460,200	394,200	350,200	306,100	284,100	262,100	240,100
バーレーン	590,000	570,000	536,400	515,700	495,100	433,100	371,100	329,800	288,500	267,900	247,200	226,600
ヨルダン	580,000	560,000	526,800	507,800	488,800	431,700	374,600	336,600	298,600	279,500	260,500	241,500
レバノン	670,000	650,000	610,600	588,200	565,800	498,500	431,200	386,400	341,500	319,100	298,700	274,300

(公) 事 報

アフリカ	アルジェリア	630,000	620,000	581,000	561,400	541,700	482,800	423,900	384,600	345,300	325,700	306,000	286,400
	アンゴラ	970,000	940,000	894,100	867,600	841,000	761,300	681,600	628,500	575,300	548,800	522,200	495,700
	ウガンダ	700,000	680,000	650,500	632,500	614,500	560,500	506,500	470,600	434,600	416,600	398,600	380,600
	エジプト	580,000	530,000	501,000	483,400	465,800	413,000	360,200	325,000	289,800	272,200	254,600	237,000
	エチオピア	710,000	690,000	661,300	642,800	624,200	568,500	512,800	475,700	438,500	420,000	401,400	382,900
	エリトリア	670,000	650,000	621,300	602,800	584,200	528,500	472,800	435,700	398,500	380,000	361,400	342,900
	ガーナ	760,000	740,000	702,300	681,800	661,300	599,800	538,300	497,400	456,400	435,900	415,400	394,900
	カーボヴェルデ	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ガボン	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	カメルーン	790,000	770,000	734,300	712,500	690,700	625,400	560,100	516,600	473,000	451,200	429,500	407,700
	ガンビア	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ギニア	850,000	830,000	789,100	766,800	744,400	677,300	610,200	565,500	520,700	498,400	476,000	453,700
	ギニアビサウ	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ケニア	610,000	590,000	558,700	540,100	521,500	465,800	410,100	372,900	335,700	317,200	298,600	280,000
	コートジボワール	870,000	840,000	798,600	774,300	749,900	676,900	603,900	555,200	506,500	482,100	457,800	433,500
	コモロ	590,000	570,000	537,100	517,600	498,200	439,700	381,200	342,300	303,300	283,800	264,300	244,900
	コンゴ共和国	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	コンゴ民主共和国	990,000	960,000	914,300	886,900	859,500	777,400	695,300	640,600	585,800	558,400	531,100	503,700
	サントメ・プリンシペ	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	ザンビア	680,000	660,000	625,300	606,400	587,500	530,900	474,300	436,500	398,700	379,900	361,000	342,100
	シェラレオネ	720,000	700,000	662,300	641,800	621,300	559,800	498,300	457,400	416,400	395,900	375,400	354,900
	ジブチ	940,000	920,000	866,000	839,000	811,900	730,800	649,700	595,600	541,500	514,500	487,400	460,400
	ジンバブエ	760,000	740,000	703,500	683,800	664,000	604,800	545,600	506,100	466,600	446,900	427,100	407,400
	スー丹	800,000	780,000	743,300	721,900	700,600	636,600	572,600	530,000	487,300	466,000	444,600	423,300
	スワジランド	550,000	530,000	499,900	482,400	464,800	412,200	359,600	324,500	289,400	271,900	254,300	236,800
	セーシェル	570,000	550,000	518,700	500,100	481,500	425,800	370,100	332,900	295,700	277,200	253,600	240,000
	赤道ギニア	870,000	840,000	793,300	767,500	741,800	664,600	587,400	536,000	484,500	458,800	433,000	407,300
	セネガル	800,000	770,000	732,000	708,700	685,400	615,600	545,800	499,200	452,600	429,400	406,100	382,800
	ソマリア	670,000	650,000	618,700	600,100	581,500	525,800	470,100	432,900	395,700	377,200	358,600	340,000
	タンザニア	750,000	730,000	692,600	672,500	652,400	592,100	531,800	491,600	451,400	431,300	411,200	391,100
	チャド	750,000	730,000	694,300	672,500	650,700	585,400	520,100	476,600	433,000	411,200	389,500	367,700
	中央アフリカ	790,000	770,000	734,300	712,500	690,700	625,400	560,100	516,600	473,000	451,200	429,500	407,700
	チュニジア	480,000	460,000	438,100	423,400	408,700	364,500	320,300	290,900	261,400	246,700	232,000	217,300
	トーゴ	830,000	800,000	758,600	734,300	709,900	636,900	563,900	515,200	466,500	442,100	417,800	393,500
	ナイジェリア	940,000	920,000	870,300	844,600	819,000	742,200	665,400	614,200	562,900	537,300	511,700	486,100
	ナミビア	550,000	530,000	499,900	482,400	464,800	412,200	359,600	324,500	289,400	271,900	254,300	236,800
	ニジェール	800,000	780,000	758,600	734,300	709,900	636,900	563,900	515,200	466,500	442,100	417,800	393,500

外(事)報

ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ共和国 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ リビア リベリア ルワンダ レソト	770,000 670,000 780,000 670,000 690,000 690,000 790,000 580,000 820,000 590,000 780,000 760,000 760,000 530,000 660,000 760,000 750,000 550,000	750,000 650,000 760,000 650,000 670,000 670,000 770,000 530,000 800,000 570,000 760,000 740,000 700,300 510,000 640,000 740,000 730,000 530,000	714,500 618,700 722,100 621,900 637,100 639,900 670,000 499,900 759,500 537,100 722,100 701,600 679,800 478,800 606,700 702,300 690,900 499,900	693,500 600,100 700,800 603,200 617,600 622,400 670,000 482,400 738,300 517,600 681,200 598,400 460,700 588,800 681,800 650,800 482,400	672,500 581,500 679,600 584,500 598,200 605,000 622,400 464,800 717,100 498,200 619,700 598,200 442,700 523,100 324,500 289,400 505,300	609,600 525,800 470,100 432,900 509,300 472,300 442,300 403,300 430,700 481,300 460,400 324,500 413,300 465,600 439,600 271,900 484,200 283,800 303,300 476,300 455,300 434,900 414,500 394,100 262,100 427,700 391,900 374,000 456,400 435,900 410,400 271,900 324,500 289,400 271,900 254,300	546,700 470,100 432,900 395,700 377,200 445,400 424,100 360,100 341,400 364,300 344,900 395,800 378,400 418,700 439,600 254,300 236,800 441,800 420,800 399,800 358,600 340,000
---	--	--	--	---	---	--	--

二 総領事館

地 域	所 在 地	号									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アシア	コルカタ チエンナイ ムンバイ スランバヤ デンパサール メダン チエンマイ 済州	550,000 560,000 600,000 520,000 470,000 500,000 460,000 600,000	円 532,000 546,800 563,300 487,200 457,200 487,200 449,900 561,500	円 513,800 527,800 543,600 469,300 439,300 469,300 431,100 538,100	円 459,000 470,700 484,400 415,300 385,300 415,300 374,900 467,900	円 404,200 413,600 425,200 361,300 331,300 361,300 281,200 397,700	円 367,700 375,500 385,800 325,400 295,400 325,400 243,700 350,900	円 331,200 337,500 346,400 289,400 259,400 325,400 224,900 304,100	円 313,000 318,400 326,600 271,400 241,400 328,400 224,900 280,700	円 294,700 299,400 306,900 253,400 223,400 253,400 206,200 257,300	円 276,500 280,400 287,200 235,500 205,500 235,500 187,500 234,000
釜山 広州 上海 重慶 瀋陽 青島 香港 カラチ	550,000 640,000 710,000 500,000 550,000 560,000 650,000 660,000	円 509,600 596,900 659,900 467,800 510,000 546,500 609,100 616,500	円 488,400 497,400 549,900 449,200 489,500 455,400 507,600 565,300	円 424,700 422,800 467,400 393,500 428,300 387,100 431,500 514,100	円 361,000 373,100 412,400 337,800 367,100 341,600 380,700 479,900	円 318,500 323,300 357,400 263,500 326,200 329,900 304,600 445,800	円 276,100 298,400 329,900 244,900 285,400 273,200 279,200 428,700	円 254,800 273,600 302,400 226,300 265,000 250,500 253,800 411,600	円 212,400 248,700 275,000 207,800 224,600 227,700 253,800 394,600		

外(印)報加

		ホーチミン ペナン	480,000 440,000	449,800 425,300	432,200 407,600	379,500 354,400	326,800 301,200	291,700 265,800	256,500 230,400	238,900 212,600	221,400 194,900	203,800 177,200
大洋州		シドニー パース ブリスベン メルボルン オーカ蘭ド	670,000 630,000 650,000 650,000 590,000	624,700 611,800 606,600 608,800 573,400	598,700 586,300 581,300 583,400 549,500	520,600 509,800 505,500 507,300 477,800	442,500 433,300 429,700 431,200 406,100	390,500 382,400 379,100 380,500 358,400	338,400 331,400 328,600 329,700 310,600	312,400 305,900 303,300 304,400 286,700	286,300 280,400 278,000 279,000 262,800	260,300 254,900 252,800 253,700 238,900
北米		アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス カルガリー トロント バンクーバー モントリオール	510,000 580,000 520,000 550,000 510,000 490,000 560,000 660,000 480,000 530,000 550,000 520,000 530,000 580,000 550,000 610,000 600,000 560,000	479,800 540,000 486,800 513,500 471,600 474,600 521,800 567,200 470,000 491,800 471,300 494,600 480,400 489,700 541,400 531,200 569,600 561,700 540,500	459,800 517,500 466,600 492,100 452,000 454,800 500,000 543,600 450,500 471,300 409,800 430,100 460,300 469,300 518,900 509,100 545,900 538,300 468,100 518,000	399,800 450,000 405,700 383,000 383,000 395,500 434,800 472,700 391,700 471,300 348,300 365,600 400,300 408,100 451,200 442,700 474,700 403,500 356,000 397,900 450,400	299,900 382,500 344,800 363,700 294,800 336,200 369,600 401,800 293,800 307,400 266,400 322,600 340,300 346,900 383,500 332,000 403,500 356,000 351,100 382,800	259,900 337,500 292,500 320,900 294,800 336,200 369,600 354,500 295,800 307,400 266,400 279,600 300,200 306,100 322,600 332,000 308,600 304,300 292,800	239,900 270,000 263,700 278,100 255,500 235,800 260,900 307,300 254,600 266,400 245,900 258,100 260,200 265,300 244,900 270,700 287,800 284,800 304,300 270,200	219,900 247,500 223,100 256,700 235,800 216,200 197,800 239,100 260,000 215,400 225,400 236,600 215,100 220,200 204,100 224,500 248,200 243,500 261,100 237,400 257,500 225,200	199,900 225,000 202,900 214,000 236,400 195,900 204,900 215,100 220,200 204,100 225,600 221,400 237,400 234,100	
中南米		クリチバ サンパウロ マナウス リオデジャネイロ	650,000 740,000 690,000 760,000	628,200 602,000 662,400 711,400	523,500 445,000 578,600 683,900	392,600 439,000 494,800 601,200	340,300 383,100 451,400 518,500	314,100 355,200 383,100 463,400	320,200 293,500 314,800 408,300	293,500 327,200 299,300 353,200	261,800 299,300 331,000 325,600	
歐州		ミラノ エディンバラ バルセロナ デュッセルドルフ フランクフルト ミュンヘン ストラスブル	690,000 600,000 610,000 600,000 610,000 580,000 610,000	640,300 581,200 588,000 557,000 570,200 561,100 545,300	533,600 556,900 563,500 533,800 546,500 537,700 474,200	453,600 484,300 490,000 464,200 475,200 467,600 403,100	400,200 411,700 416,500 394,600 403,900 397,500 355,700	346,800 363,200 367,500 348,200 356,400 350,700 308,200	320,200 290,600 318,500 278,500 308,900 303,900 284,500	293,500 266,400 242,200 255,300 232,100 261,400 260,800	266,800 254,900 252,800 253,700 237,600 257,200 237,100	

(外) 司(事)務

マルセイユ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク エジノサハリンスク	590,000 660,000 550,000 660,000 660,000	569,000 620,500 531,400 620,500 620,500	545,300 596,700 510,100 596,700 596,700	474,200 525,400 446,200 525,400 525,400	403,100 454,100 382,300 454,100 454,100	355,700 359,000 339,700 359,000 359,000	308,200 335,200 297,000 335,200 335,200	284,500 311,500 275,700 311,500 311,500	260,800 287,700 254,400 287,700 287,700	237,100 233,100 237,700 237,700 237,700
中東 ドバイ ジッダ イスランブル	530,000 570,000 550,300	511,800 556,300 527,400	490,500 426,500 478,600	426,500 454,100 420,300	362,500 454,100 381,500	319,900 342,600 332,200	277,200 303,700 303,700	255,900 284,600 284,300	234,600 213,300 234,300	229,300

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号									別								
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号			
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	520,000	510,000	475,200	457,200	439,300	385,300	331,300	295,400	259,400	241,400	223,400	205,500						
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	750,000	630,000	590,900	567,200	543,600	472,700	401,800	354,500	307,300	283,600	260,000	236,400						
歐州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合)	720,000	700,000	650,600	624,600	598,600	520,500	442,400	390,400	338,300	312,300	286,300	260,300						
		960,000 840,000	810,000 810,000	752,100 752,100	722,000 722,000	692,000 692,000	601,700 601,700	511,400 511,400	451,300 451,300	391,100 391,100	361,000 361,000	330,900 330,900	300,900 300,900						
		710,000 660,000	640,000 640,000	592,800 592,800	569,000 569,000	545,300 545,300	474,200 474,200	403,100 403,100	355,700 355,700	308,200 308,200	284,500 284,500	260,800 260,800	237,100 237,100						
		720,000	650,000	606,000	581,800	557,500	484,800	412,100	363,600	315,100	290,900	266,600	242,400						

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

号 别	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当 領	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700
16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号	23 号	24 号	25 号	26 号	27 号	28 号	29 号	30 号	
430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	122,700	

官報(号外)

平成二十六年三月二十八日

參議院會議錄第十一號

投票者氏名

渡邊	猛之君	佐藤	鴻池	佐藤	正久君	祥肇君
		佐藤	酒井	島田	島田	庸行君
		高階	未松	末松	信介君	
		惠美子	高橋	高橋	克法君	
		君	柘植	柘植	宏文君	

渡邊	美樹君	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	信秋君
		ゆかり	安	安	弘成君	
		伊	島	島	忠一君	
		達	村	村	二郎君	
		高	耕	耕	大君	

渡邊	健太君	足立	有田	石橋	江崎	小川
		源幸君	勝也君	通宏君	孝君	勝君
		江	江	江	江	江
		尾立	立	田	田	田
		源幸君	源幸君	元裕君	孝君	敏夫君

山本	相原久	石上	石上	相原久	美子君
	みちよ	若松	若松	みちよ	美子君
	寺	江口	江口	寺	美子君
	謹維君	中西	中西	謹維君	美子君
		松田	松田	松田	美子君

議院送付	反対者氏名	日程第四	関税定率法及び関税暫定措置法の一部	を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	議院送付	賛成者氏名	反対者氏名	日程第五	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	議院送付	
赤池	愛知	谷合	長沢	西田	西田	赤池	赤池	浜田	河野	石川	山本
治子君	誠章君	新妻	平木	長沢	長沢	治子君	治子君	吉川	吉川	吉川	吉川
井原	正明君	谷合	平木	西田	西田	赤石	赤石	浜田	河野	河野	河野
巧君	秀規君	新妻	大作君	実仁君	佐々木さやか君	青木	青木	吉川	吉川	吉川	吉川

藤井	林	馬場	羽生田	二之湯	長峯	基之君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君

林 久美子君	白 真熟君	野 順一郎君	田 正行君	大島 順也君	徳永 難波	中島 直紀君	神本 美恵子君	小林 正夫君	風間 直樹君	大野 元裕君	江崎 準三君	山本 芳生君	吉田 博美君	山橋 渡辺	有田 猛之君	山谷 えり子君	山田 修路君	森屋 伸吾君	宮本 周司君	溝手 顯正君	三宅 宏君	丸川 松村	牧野 たかお君	堀内 恒夫君	古川 嶋治君
--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	---------	--------	--------

広田 一君	浜野 嘉史君	長浜 博行君	西村 まさみ君	羽田 雄一郎君	那谷屋 正義君	津田 弥太郎君	田城 郁君	櫻井 充君	小見山 幸治君	北澤 敏幸君	金子 洋一君	大塚 加藤	江田 五月君	石上 碓崎	相原 久美子君	山本 俊一郎君	柳本 雄平君	森下 山田	山下 俊男君	洋一君	山田 修路君	森屋 宏君	宮本 周司君	溝手 顯正君	三宅 宏君	丸川 珠代君	牧野 たかお君	堀内 恒夫君	古川 嶋治君
-------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	-------	-------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	---------	---------	--------	-------	--------	-----	--------	-------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------

吉田 忠智君	福島 みづほ君	寺田 典城君	中野 龍平君	中山 恭子君	東 清水君	山下 倉林君	井上 紙君	和田 松沢君	山口 行田君	横山 矢倉君	杉 谷合君	河野 石川君	秋野 吉川君	前川 清成君	牧山 ひろえ君	森本 真治君	柳澤 光美君	水落 敏栄君	宮澤 洋一君	森 まさこ君	柳本 頂正君	森屋 宏君	宮本 周司君	溝手 顯正君	三宅 宏君	丸川 松村	牧野 たかお君	堀内 恒夫君	古川 嶋治君
--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	---------	--------	--------

荒井 広幸君	又市 勇一君	真山 巧君	柴田 征治君	藤巻 次郎君	小野 正志君	中野 光男君	儀間 仁比	大門 実紀史君	仁比 聰平君	アント二猪木君	吉良 よし子君	小池 太郎君	市田 公太君	山田 太郎君	渡辺 美知太郎君	薬師寺 みちよ君	中西 若松君	西田 平木君	山本 博司君	山口 那津男君	山本 勉君	佐々木さやか君									
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	----------	----------	--------	--------	--------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

高階 恵美子君	関口 昌一君	末松 信介君	島田 廉行君	佐藤 正久君	吉賀友一郎君	岡田 経夫君	岸 宏一君	岡田 金子原二郎君	太田 太郎君	大沼みづほ君	宇都 岩井君	江島 茂樹君	尾辻 秀久君	岩井 昌宏君	江島 潔君	太田 太郎君	岸 延治君	吉良 よし子君	市田 公太君	中西 若松君	西田 平木君	山本 博司君	山口 那津男君	山本 勉君	佐々木さやか君						
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

高野 光二郎君	伊達 世耕	島村 岳	佐藤 安伊子君	佐藤 信秋君	佐藤 良祐君	佐藤 憲次君	北川イッセイ君	木村 義雄君	片山さつき君	大野 岩城君	大家 敏志君	岩城 光英君	上野 通子君	衛藤 晟一君	岩城 浩郎君	大野 岩城君	片山さつき君	北川イッセイ君	木村 義雄君	岡田 岩城君	岡田 大野君	岡田 光英君	大野 岩城君	片山さつき君	北川イッセイ君	木村 義雄君	片山さつき君	北川イッセイ君	木村 義雄君	片山さつき君
---------	-------	------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------

大島 九州男君	尾立 源幸君	小川 勝也君	江崎 通宏君	石橋 有田君	渡辺 足立君	吉田 猛之君	山谷 えり子君	山田 修路君	森屋 宏君	宮本 周司君	溝手 顯正君	三宅 伸吾君	丸川 松村	牧野 たかお君	堀内 恒夫君	古川 嶋治君	中川 鷺介君	豊田 鶴保	野上 浩太郎君	中西 誠君	長峯 俊君	西田 昌司君	二之湯 武史君	二之湯 智君	西田 昌司君	二之湯 智君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

大塚 耕平君	大久保 勉君	小川 敏夫君	江田 五月君	儀崎 磐崎	石上 俊雄君	吉川 ゆうみ君	若林 健太君	柳本 頂正君	森下 雄平君	山下 俊男君	柳本 頂正君	山下 俊男君																
--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

日程第六 成田国際空港周辺整備のための国と財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名	反対者氏名
二三六名	○名

官 報 (号 外)

平成二十六年三月二十八日

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

投票者氏名

郡司	大野	芝	博一君
田城	元裕君	風間	直樹君
津田弥太郎君	斎藤	神本美惠子君	彰君
羽田雄一郎君	嘉隆君	那谷屋正義君	
西村まさみ君		浜野	喜史君
広田	前田	前田	
藤末	武志君	武志君	
安井美沙子君	祐司君	祐司君	
藤本	健三君	健三君	
柳田	稔君	一君	
蓮	舫君	広田	
荒木	清寛君	藤末	
水岡	俊一君	安井美沙子君	
魚住裕一郎君		佐々木さやか君	
竹谷とし子君		佐々木さやか君	
長沢	大明君		
西田	実仁君		
平木	大作君		
山口那津男君			
中西	健治君		
山本	博司君		
若松	謙維君		
江口	克彦君		
山田	太郎君		
渡辺美知太郎君	薬師寺みちよ君		
松田	公太君		
松田	公太君		

井上	和田	水野	松沢	行田	井上	横山	矢倉	浜田	山本	新妻	谷合	杉	石川	河野	秋野	吉川	柳澤	沙織君	光美君	公造君	博宗君	義博君	久武君	正明君	秀規君	昌良君	克夫君	香苗君	信一君	義行君	邦子君	成文君	賢一君	和之君	政宗君	哲士君
北澤	加藤	金子	小西	洋之君	大西	敏幸君	小見山	幸治君	中村	洋一君	田中	直紀君	櫻井	充君	檍葉賀津也君	難波	獎二君	國義君	野田	哲郎君	眞勲君	幸久君	前川	清成君	牧山	ひろえ君	森本	真治君	森本	久美子君	白	直嶋	正行君			
井上	和田	水野	松沢	行田	井上	横山	矢倉	浜田	山本	新妻	谷合	杉	石川	河野	秋野	吉川	柳澤	沙織君	光美君	公造君	博宗君	義博君	久武君	正明君	秀規君	昌良君	克夫君	香苗君	信一君	義行君	邦子君	成文君	賢一君	和之君	政宗君	哲士君
井上	和田	水野	松沢	行田	井上	横山	矢倉	浜田	山本	新妻	谷合	杉	石川	河野	秋野	吉川	柳澤	沙織君	光美君	公造君	博宗君	義博君	久武君	正明君	秀規君	昌良君	克夫君	香苗君	信一君	義行君	邦子君	成文君	賢一君	和之君	政宗君	哲士君
井上	和田	水野	松沢	行田	井上	横山	矢倉	浜田	山本	新妻	谷合	杉	石川	河野	秋野	吉川	柳澤	沙織君	光美君	公造君	博宗君	義博君	久武君	正明君	秀規君	昌良君	克夫君	香苗君	信一君	義行君	邦子君	成文君	賢一君	和之君	政宗君	哲士君

市田	忠義君	吉良よし子君	小池	晃君
大門	寛紀史君			
仁比	聰平君			
アントニオ猪木君				
澤平君				
中野	正志君			
藤巻	健史君			
小野	次郎君			
儀間	光男君			
柴田	巧君			
真山	勇一君			
又市	征治君			
荒井	広幸君			
平野	達男君			
谷	亮子君			
興石	東君			
愛知	治郎君			
赤池				
有村				
誠章君				
石井				
正弘君				
準一君				
石井				
昌宏君				
陽輔君				
磯崎				
岩井				
宇都				
江島				
尾辻				
太田				
岡田				
大沼				
みづほ君				
秀久君				
房江君				
房江君				
廣君				
金子原二郎君				

辰巳孝太郎君	紙	田村智子君
山下芳生君	倉林智子君	
東徹君	明子君	
清水貴之君	寺田典城君	
中山恭子君	福島みづほ君	
室井邦彦君	吉田忠智君	
川田龍平君	浜田和幸君	
寺田典城君	主瀬了君	
福島みづほ君	糸数慶子君	
吉田忠智君	山本太郎君	
浜田和幸君	赤石清美君	二二三名
主瀬了君	井原巧君	
糸数慶子君	石井浩郎君	
山本太郎君	石井みどり君	
	磯崎仁彥君	
	岩城光英君	
	上野通子君	
	大家敏志君	
	大野泰正君	
	衛藤直樹君	
木村義雄君	片山さつき君	

岸	古賀友一郎君	北村	小泉	昭男君
鴻池	祥肇君	経夫君		
佐藤	正久君			
酒井	庸行君			
島田	三郎君			
末松	信介君			
関口	昌一君			
高階恵美子君				
高橋	克法君			
植祐				
澁波	宏文君			
豊田	芳文君			
鶴保	庸介君			
中川	雅治君			
長峯	祐介君			
西中	誠君			
野上浩太郎君				
二之湯 武史君				
馬場	成志君			
藤川	資磨君			
堀井	巖君			
舞立	政人君			
松下	昇治君			
丸山	和也君			
水落	新平君			
宮沢	卓治君			
森	まさこ君			
柳本	洋一君			
山下	雄平君			
山田	俊男君			
山本	太一君			

北川イツセイ君	熊谷	上月	良祐君	小坂	憲次君	大君
佐藤信秋君	島尻安伊子君	佐藤ゆかり君	高野光二郎君	滝沢	武見	伊達忠一君
佐藤一郎君	坂田	堂故	坂田	敬三君	求君	弘成君
茂君	中泉	中曾根弘文君	中曾根弘文君	一郎君	一郎君	大君
昌司君	西田	二之湯	西田	智君	三君	伊達忠一君
哲郎君	野村	古川	藤井	中原八一君	敬三君	高野光二郎君
岳君	橋本	堀内	橋本	中曾根弘文君	求君	佐藤信秋君
	牧野たかお君	恒夫君	聖子君	一郎君	一郎君	佐藤ゆかり君
	珠代君	俊治君	基之君	智君	智君	高野光二郎君
	亨君	天保君	祥史君	一郎君	一郎君	佐藤信秋君
宏君	宮本	三宅	伸吾君	智君	智君	佐藤信秋君
修路君	森屋	丸川	珠代君	智君	智君	高野光二郎君
えり子君	山崎	溝手	亨君	智君	智君	佐藤信秋君
力君	山本	周司君	天保君	智君	智君	佐藤信秋君
順三君	山本					

相原久美子君	吉川ゆうみ君	若林健太君	石上俊雄君	渡邊美樹君
磯崎哲史君	江田五月君	小川敏夫君	大久保勉君	大塚耕平君
大久保勉君	加藤敏幸君	金子洋一君	北澤俊美君	小西洋之君
北澤俊美君	北澤洋一君	北澤俊美君	小西洋之君	小見山幸治君
小西洋之君	櫻井充君	櫻井充君	櫻井充君	櫻井充君
櫻井充君	榛葉賀津也君	榛葉賀津也君	榛葉賀津也君	榛葉賀津也君
榛葉賀津也君	田中直紀君	田中直紀君	田中直紀君	田中直紀君
田中直紀君	柳澤幸久君	柳澤幸久君	柳澤幸久君	柳澤幸久君
柳澤幸久君	牧山清成君	牧山清成君	牧山清成君	牧山清成君
牧山清成君	吉川眞治君	吉川眞治君	吉川眞治君	吉川眞治君
吉川眞治君	新妻公造君	新妻公造君	新妻公造君	新妻公造君
新妻公造君	谷合義博君	谷合義博君	谷合義博君	谷合義博君
谷合義博君	浜田久武君	浜田久武君	浜田久武君	浜田久武君
浜田久武君	昌良君秀規君	昌良君秀規君	昌良君秀規君	昌良君秀規君

吉田	足立	渡辺	有田	石橋	江崎	小川	尾立	大島	小島	勝也君	源幸君	通宏君	芳生君	博美君	猛之君
長沢	佐々木さやか君	竹谷とし子君	西田	水岡	藤末	前田	浜野	長浜	田城	郡司	芝	風間	神本美恵子君	直樹君	信也君
西田	佐々木さやか君	魚住裕一郎君	平木	蓮	柳田	喜史君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	津田弥太郎君	小林	正夫君	嘉隆君	元裕君	大野	吉田
大作君	清寛君	筋君	大作君	荒木	安井美沙子君	祐司君	武志君	喜史君	那谷屋正義君	斎藤	博一君	博一君	彰君	大野	足立

平成二十六年三月二十八日

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

六〇

賛成者氏名	日程第八 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律 案(内閣提出 衆議院送付)	反対者氏名	
		井上 義行君	井上 哲士君
有村 愛知		行田 邦子君	横山 信一君
赤池 治郎君		松沢 成文君	山本 香苗君
治子君 誠章君		水野 賢一君	矢倉 克夫君
井原 赤石	一二三六名	和田 政宗君	山村 倉林
巧君 清美君		山口 和之君	市田 紙
渡辺美知太郎君		浜田 太郎君	若松 智子君
藤井 林		江口 克彦君	市田 明子君
基之君 基之君		中西 健治君	山本 小池
芳正君 成志君		薬師寺みちよ君	山下 辰巳孝太郎君
藤川 政人君		山田 太郎君	山下 芳生君
福岡 西田		高階恵美子君	東川 徹君
長谷川 中原	二之湯	豊田 鶴保	室井 清水
橋本 野村	二之湯	柘植 高橋	吉田 中山
西田 中曾根		滝波 末松	川田 室井
福岡 資麿君	那谷屋正義君	鶴保 佐藤	寺田 富貴之君
喜史君 喜史君	羽田雄一郎君	高橋 関口	吉田 恒彦君
浜野 長浜	西村まさみ君	佐藤 信介君	吉田 忠智君
久美子君 国義君	正行君	高橋 正久君	吉田 貴之君
林 白	野田 難波	佐藤 信介君	吉田 貴之君
久美子君 貞熟君	直嶋	豊田 俊郎君	吉田 貴之君
又市 征治君	田中 横山	鶴保 勝也君	吉田 貴之君
真山 勇一君	櫻井 小見山	高橋 武見	吉田 貴之君
柴田 巧君	小見山 幸治君	佐藤 敬三君	吉田 貴之君
中野 正志君	光男君	豊田 武見	吉田 貴之君
藤巻 健史君	儀間 光男君	鶴保 俊郎君	吉田 貴之君
小野 次郎君	アントニオ猪木君	高橋 俊郎君	吉田 貴之君
又市 征治君	アントニオ猪木君	佐藤 俊郎君	吉田 貴之君
吉田 忠智君	アントニオ猪木君	佐藤 俊郎君	吉田 貴之君

官 報 (号 外)

平成二十六年三月二十八日

參議院會議錄第十一號 投票者氏

平成二十六年三月二十八日

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

六

北川イツセイ君	熊谷	上月	島村	島尻安伊子君
小坂	憲次君	佐藤	世耕	高野光一郎君
		信秋君	伊達	弘成君
		佐藤ゆかり君	忠一君	良祐君
			武見	求君
			塚田	滝沢
			一郎君	敬三君
			茂君	堂故
			松司君	一郎君
			祐介君	中泉
			誠君	長峯
			成志君	二之湯
			芳正君	湯武史君
			基之君	野上浩太郎君
			俊治君	羽生田
			恒夫君	古川
			たかお君	藤井
			牧野	堀内
			松村	馬場
			丸川	馬場
			三木	野上浩太郎君
			三宅	羽生田
			溝手	羽生田
			森屋	古川
			宮本	藤井
			山崎	堀内
			山谷えり子君	馬場
			順三君	野上浩太郎君
			順三君	馬場
			修路君	馬場
			周司君	野上浩太郎君
			宏君	馬場
			力君	馬場
			珠代君	馬場
			享君	馬場
			伸吾君	馬場
			顕正君	馬場
			君	馬場

吉川	ゆうみ君	相原	久美子君
若林	健太君	石上	俊雄君
渡邊	美樹君	儀崎	哲史君
小川	敏夫君	大久保	勉君
大塚	耕平君	大塚	俊雄君
加藤	敏幸君	金子	洋一君
北澤	俊美君	北澤	俊美君
小西	洋之君	小西	洋之君
小見山	幸治君	櫻井	篠賀津也君
田中	直紀君	林	久美子君
徳永	エリ君	白	眞熟君
直嶋	正行君	福山	哲郎君
難波	二君	藤田	幸久君
野田	国義君	前川	清成君
牧山	ひろえ君	森本	真治君
秋野	柳澤	吉川	光美君
石川	柳澤	沙織君	博崇君
河野	吉川	公造君	義博君
杉	河野	久武君	秀規君
谷合	杉	正明君	昌良君
新妻	谷合	浜田	若林

吉田	渡辺	足立	有田	芳生君	博美君
尾立	源幸君				猛之君
大島	九州男君				信也君
大野	元裕君				
				通宏君	
				孝君	
斎藤	直樹君				
神本	美恵子君				
郡司	彰君				
芝	正夫君				
田城	嘉隆君				
津田	弥太郎君				
那谷	屋正義君				
那谷	屋正義君				
浜野	喜史君				
長浜	博行君				
西村	まさみ君				
羽田	雄一郎君				
藤末	健三君				
藤本	祐司君				
前田	武志君				
水岡	俊一君				
佐々木さやか君					
竹谷	とし子君				
長沢	広明君				
西田	実仁君				
平木	大作君				

賛成者氏名	愛知	石井	日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)	反対者氏名
准一君	赤池 有村 治子君	赤池 井原 浩郎君	二三四四名	アントニオ猪木君 儀間 光男君 中野 正志君 藤巻 健史君 小野 次郎君 柴田 巧君 真山 勇一君
石井	青木 一彦君	東 清水 中山 貴之君 室井 恭子君 川田 邦彦君 寺田 龍平君 典城君	一三名	アントニオ猪木君 倉林 紙 井上 賢君 和田 成文君 松沢 行田 水野 邦子君 山口 和之君 和田 政宗君 井上 哲士君 紙 智子君 明子君 智子君 辰巳孝 芳生君 征治君 廣幸君 達男君 亮子君 東君
		山本 横山 矢倉 山本 香苗君 信一君 若松 江口 謙維君 健治君 松田 松田 薬師寺みちよ君 山田 中西 太郎君 渡辺美知太郎君 市田 公太君 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門 実紀史君 仁比 論平君 福島みづほ君 吉田 忠智君 浜田 和幸君 主瀬 了君 糸数 康子君 山本 太郎君		山口 那津男君 山本 博司君 山本 江口 克彦君 中西 健治君 松田 公太君 薬師寺みちよ君 山田 太郎君 渡辺美知太郎君 市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 大門 実紀史君 仁比 諒平君 福島みづほ君 吉田 忠智君 浜田 和幸君 主瀬 了君 糸数 康子君 山本 太郎君

石井みどり君	磯崎	仁彦君	邦子君
岩城	猪口		
大家	敏志君		
衛藤	泰正君	光英君	
上野	通子君		
大野	岡田	直樹君	
北川イッセイ君	木村	片山さつき君	晟一君
熊谷	大坂	憲次君	
熊谷	小坂	良祐君	上月
		佐藤	信秋君
		佐藤ゆかり君	島尻安伊子君
		島村	大君
		関口	昌一君
		高橋	克法君
		鶴保	宏文君
		柘植	芳文君
		豊田	庸介君
		中川	俊郎君
		中西	雅治君
		長峯	祐介君
		馬場	成志君
		羽生田	俊君
		藤井	基之君
		古川	恒治君
		堀内	俊夫君
牧野たかお君		二之湯武史君	
		野上浩太郎君	

官報(号外)

平成二十六年三月二十八日

参議院会議録第十一号 投票者氏名

前川	藤田	福山	林	白	野田	難波	直嶋	德永	田中	櫻井	北澤	小見山	北澤	大塚	石上	若林	吉川	山田	柳本	森	宮沢	水落	宮下	丸山	松山	松下	
清成君	哲郎君	久美子君	眞熏君	国義君	正行君	賀津也君	直紀君	エリ君	洋之君	幸治君	俊美君	洋一君	敏夫君	健太君	渡邊	美樹君	俊男君	雄平君	敏栄君	和也君	まさこ君	洋一君	卓治君	敏栄君	新平君	政司君	新平君

前田	藤本	藤末	広田	浜野	西村	羽田雄	長浜	那谷屋	芝	斎藤	小林	郡司	神本	風間	尾立	足立	渡辺	吉田	山本	森	宮本	溝手	三宅	三木	丸川	松村	祥史君
武志君	祐司君	健三君	一君	喜史君	まさみ君	正義君	博行君	正義君	博一君	彰君	正夫君	嘉隆君	元裕君	大野	江崎	石橋	有田	順三君	順三君	修路君	宏君	周司君	顯正君	伸吾君	亨君	珠代君	

輿石	谷	平野	荒井	又市	真山	柴田	小野	藤巻	仁比	アントニオ	大門	実紀	史君	吉良	よし	小池	山本	山本	山口	西田	西田	長沢	廣明君	竹谷	とし	子君	佐々木さやか君	柳澤	蓮	牧山ひろえ君		
東君	亮子君	達男君	幸君	征治君	第一君	次郎君	巧君	健史君	正志君	聰木君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	公太君	謙維君	克彦君	大作君	実仁君	実仁君	廣明君	竹谷	とし	子君	佐々木さやか君	光美君	舫君	柳澤	蓮	牧山ひろえ君

山本	糸数	主濱	浜田	吉田	福島	寺田	川田	室井	中野	儀間	仁比	アントニオ	大門	実紀	史君	吉良	よし	小池	山本	山本	山口	西田	西田	長沢	廣明君	竹谷	とし	子君	佐々木さやか君	柳澤	蓮	牧山ひろえ君		
太郎君	慶子君	了君	忠智君	典城君	龍平君	邦彦君	恭子君	徹君	光男君	聰木君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君	太郎君

反対者氏名

○名

官 報 (号 外)

平成二十六年三月二十八日 参議院会議録第十一号

第一明治
二十
種
郵
便
物
認
可
日

発行所	二東京一 二番地都五 号港区虎ノ門四 四門二五 丁目
電話	03 (3587) 4294
定 値	本号一部 (本体 二三六円 二二〇円)